

# 特別支援教育に関する基本方針

令和5年度～令和9年度

(2023年度～2027年度)

令和5年（2023年）3月

北海道教育委員会

# 目 次

## 第1章 特別支援教育に関する基本方針の策定について

---

1 基本方針策定の趣旨	1
2 基本方針の位置付け	1
3 基本方針の計画期間	1

## 第2章 特別支援教育の充実に向けて

---

1 多様な学びの場の充実	
(1) 適切な就学先決定に向けた支援	2
(2) 幼児教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実	4
(3) 高等学校における学びの場の充実	10
(4) 特別支援学校における学びの充実	13
(5) 自立と社会参加の充実	24
2 幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実	
(1) 就学前からの支援体制の整備	26
(2) 在学中における地域の体制づくりの促進	27
(3) 卒業後における支援	29
3 特別支援教育の質の向上	
(1) 教員の特別支援教育の専門性の向上	30
(2) ICTの活用による指導の質の向上	35
(3) 交流及び共同学習の充実	36
(4) 障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応	38
4 特別支援学校の教育環境の整備	
(1) 学校配置	42
(2) 卒業後の進路を見据えた学科の整備	43
(3) 教育環境の整備に向けた狭隘化 <sup>あ</sup> 対策	44
(4) 効率的なスクールバス運行に向けた体制整備	45
(5) 安全・安心な学校体制	45
○ 目標指標	46
○ 関連資料へのリンク	47

## 《資料編》

---

用語解説	48
------	----

# 第1章 特別支援教育に関する基本方針の策定について

## 1 基本方針策定の趣旨

特別支援教育は、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。

平成19年(2007年)4月に「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、その後、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の制定(平成21年(2009年))や、障害者基本法の改正(平成23年(2011年))、障害者の権利に関する条約の批准(平成26年(2014年))、発達障害者支援法の改正(平成28年(2016年))など、障がいのある子どもたちを取り巻く状況は大きく変化しました。

また、近年の特別支援教育に関する国の動向では、平成30年(2018年)から高等学校等における通級による指導<sup>\*1</sup>が制度化し、令和元年(2019年)には、児童生徒1人1台端末の整備などを掲げた「GIGAスクール構想<sup>\*2</sup>」、令和3年(2021年)には、これからの特別支援教育の方向性を示した「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」、さらに、令和4年(2022年)には、教員の特別支援教育の専門性の向上に向けた具体的な内容などを示した「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」が公表されるなど、特別支援教育の一層の推進が求められています。

北海道では、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム<sup>\*3</sup>の理念の下、全ての子どもたちが、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、ともに学んでいくことができる環境を醸成し、誰もが生き生きと活躍できる社会が実現するよう、特別支援教育を推進しています。近年は、少子化により子どもたちが減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、制度改正などに伴い、特別支援学校をはじめ、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向が続いています。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も増加しており、このような子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うためには、更なる特別支援教育の充実を図る必要があります。

北海道における今後の特別支援教育の充実に向けて、社会情勢の変化や国の動向を把握するなど、現状と課題を整理し、新たな「特別支援教育に関する基本方針」を策定することとします。

## 2 基本方針の位置付け

「特別支援教育に関する基本方針」は、「北海道総合教育大綱」及び「北海道教育推進計画」の理念や施策の方向性に基づき、本道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方を示すものです。

## 3 基本方針の計画期間

新しい北海道教育推進計画と同様の計画期間とし、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)の5年間を計画期間とします。

## 第2章 特別支援教育の充実に向けて

### 1 多様な学びの場の充実

#### (1) 適切な就学先決定に向けた支援

##### 現 状

- 障がいのある乳幼児に対する早期からの相談や支援については、児童相談所や市町村の保健センター、子ども発達支援センター等のほか、道立特別支援教育センターや教育局の専門家チーム<sup>\*4</sup>、特別支援学校などにおいて実施している。
- 1歳6か月児健診や3歳児健診等のほか、市町村の中には5歳児健診なども活用し、早期からの相談・支援に努めている。
- 障がいのある幼児児童生徒の就学に当たっては、市町村教育委員会等が設置する教育支援委員会<sup>\*5</sup>において、本人やその保護者の教育的ニーズを把握し、教育相談や支援を行っている。
- 公立幼稚園（公立の認定こども園を含む。以下同じ。）及び小・中学校の通常の学級並びに高等学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について「個別的教育支援計画<sup>\*6</sup>」を作成している割合は、令和3年度（2021年度）67.7%である。
- 市町村教育委員会においては、人事異動により、初めて就学事務に当たる担当者があることから、就学事務担当者の専門性向上を図るため、毎年、就学事務担当者等研修会を開催しており、令和4年度（2022年度）は、オンラインで開催し、全179市町村、591人が参加している。

##### 課 題

- 保護者が、子どもの障がいの状態に応じた多様な学びの場についての情報を得られるよう、市町村教育委員会や学校からの適切な情報発信や特別支援教育に対する理解啓発
- 将来の自立や社会参加への大きな効果や家族に対する支援という側面から大きな意義がある、障がいの早期発見・早期支援の重要性について、関係機関と連携した保護者への理解啓発
- 市町村教育委員会が、障がいのある子ども及び保護者、学校と合意形成を図り、子どもの教育的ニーズに応じた就学先を決定することができるガイダンス機能の充実と専門性の向上

##### 今後の方向性

- 早期からの教育相談・支援体制の構築については、関係機関の連携による地域の体制づくりを促進するほか、医療・保健・福祉等の関係機関との連携による障がいの早期発見・早期支援に関する保護者への理解啓発、早期からの教育相談等の充実を図ります。
- 本人及び保護者の意見を尊重しつつ、子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容について本人及び保護者、学校等に対する十分な説明と合意形成による、学びの場の柔軟な見直しに係る教育相談体制の構築に取り組みます。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」において障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた適切な指導及び必要な支援が行われる、インクルーシブ教育システムの推進に努めます。

**施 策**

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	学 等	
●			<p><b>重 点</b></p> <p>□ 適切な就学先決定や就学時に決定した学びの場の柔軟な見直し（特別支援学校から特別支援学級、特別支援学級から通常の学級など）が図られるよう、市町村教育委員会の担当者を対象とした就学事務担当者等研修会を開催して理解の促進を図り、各市町村の支援体制の構築に資するほか、令和3年度（2021年度）に文部科学省が作成した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」や令和4年度（2022年度）に道教委が作成した「教育支援のためのハンドブック（改訂版）」の活用を促進します。</p>
●	●		<p><b>重 点</b></p> <p>□ 学校における早期からの教育相談及び学校見学等の充実や、市町村教育委員会における保健福祉部局による1歳6か月児健診及び3歳児健診の活用や5歳児健診を実施する市町村の拡充等により、障がいのある乳幼児及びその保護者に対して、多様な学びの場や就学後の教育内容等について、必要十分な情報を提供するなど支援の充実に努めます。</p>
●			<p>□ 幼児児童生徒の障がいの状態や当該幼児児童生徒及びその保護者の教育的ニーズ等を踏まえた就学先の決定に向け、早期からの十分な教育相談や支援が行われるよう、道立特別支援教育センターの教育相談や、教育局の専門家チームの巡回相談など相談機能を強化し、市町村教育委員会と保健・福祉等の関係機関との連携による地域の体制づくりを促進します。</p>
●	●		<p>□ 教育局と連携を図り、市町村教育委員会の就学事務担当者の専門性向上に係る研修会を継続的に実施し、市町村における早期からの教育相談・支援体制の充実に努めます。</p>
●	●	●	<p>□ 障がいのある幼児及びその保護者と学校が合理的配慮<sup>*7</sup>の提供に係る合意形成を図る等、国公私立の幼児教育施設（幼稚園、認定こども園及び保育所をいう。以下同じ。）と小学校の間における切れ目のない一貫した指導や支援<sup>*8</sup>を実現するため、就学前からの「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画<sup>*9</sup>」の作成・活用の促進に努めます。</p>
	●	●	<p>□ 適切な就学先決定や就学時に決定した学びの場の柔軟な見直しが図られるよう、子ども一人一人の教育的ニーズの変化を的確に把握し、その変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や幼児教育施設、小・中学校等において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」のPDCAサイクルの充実が求められています。</p>
●	●	●	<p>□ 障がいのある子どもとない子どもが同じ場で学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの理念に基づいた、適切な就学先決定や学びの場の柔軟な見直し及び校内体制の整備等に努めます。</p>

(2) 幼児教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実

**現 状**

(幼児教育施設)

- 全ての公立幼稚園において、園内委員会<sup>\*10</sup>の設置、特別支援教育コーディネーターの指名及び特別な教育的支援を必要とする幼児の実態把握が行われている。
- 幼児教育施設の園内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した幼児の割合は、令和3年度(2021年度)6.7%である。
- 公立幼稚園教員の特別支援教育に関する研修の受講率は、平成30年度(2018年度)60.2%から令和3年度(2021年度)71.6%へと増加している。

幼児教育施設の園内委員会において特別な教育的支援が必要と判断した幼児の割合(札幌市除く)

年度	30年度	元年度	2年度	3年度
幼児教育施設	8.0%	6.5%	6.1%	6.7%

(小・中学校 全体)

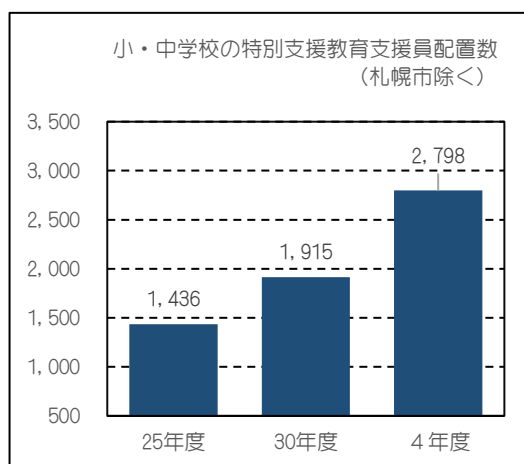
- 令和3年度(2021年度)の小・中学校における特別支援教育コーディネーター<sup>\*11</sup>のうち、特別支援教育コーディネーターの経験が3年未満の教員の割合は、小学校44.7%、中学校46.8%である。
- 各学校においては、特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒はもとより、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しても、指導や支援の充実に積極的に取り組んでいる。
- 小・中学校教員の特別支援教育に関する研修の受講率は、小学校が平成30年度(2018年度)61.8%から令和3年度(2021年度)71.3%、中学校が同様の比較で46.6%から59.4%へと増加している。

(小・中学校 通常の学級)

- 校内委員会<sup>\*10</sup>において、特別な教育的支援が必要と判断した児童生徒の割合は、小学校が平成30年度(2018年度)6.5%から令和3年度(2021年度)7.7%へと増加し、中学校が同様の比較で2.6%から2.7%へと横ばいである。
- 小・中学校における特別支援教育支援員<sup>\*12</sup>の配置状況は、平成30年度(2018年度)1,915人から令和4年度(2022年度)2,798人へと約1.5倍に増加しているが、人材確保が難しいなどの地域事情により未配置となっている学校がある。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の「個別的教育支援計画」作成の割合は、令和3年度(2021年度)、小学校75.7%、中学校57.4%であり、その作成に当たって、関係機関と必要な情報共有を図っている割合は、小・中学校ともに100%となっている。

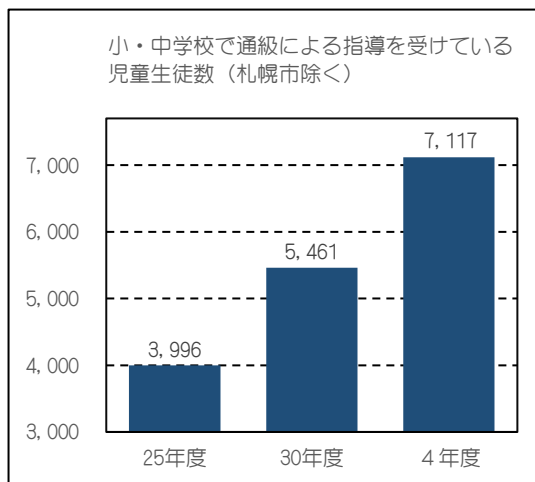
校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断した児童生徒の割合(札幌市除く)

年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校	6.5%	7.4%	6.9%	7.7%
中学校	2.6%	3.1%	2.4%	2.7%



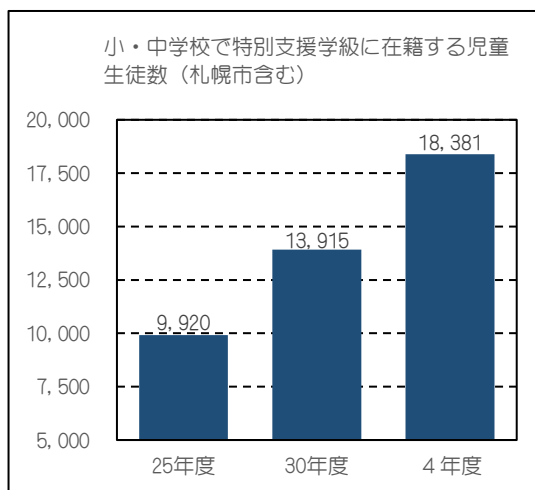
(小・中学校 通級による指導)

- 通級による指導を受けている児童生徒数は、平成 30 年度 (2018 年度) 5,461 人から令和 4 年度 (2022 年度) 7,117 人へと約 1.3 倍に増加している。
- LD や ADHD に係る通級による指導を受けている児童生徒数は、平成 30 年度 (2018 年度) 844 人から令和 4 年度 (2022 年度) 1,606 人へと約 1.9 倍、情緒障がいに係る通級による指導を受けている児童生徒数は、同様の比較で 589 人から 1,214 人へと約 2.1 倍に増加している。
- 国においては、平成 29 年度 (2017 年度) から 10 年間をかけて、通級による指導のための加配定数の基礎定数化<sup>\*13</sup>を図っている。



(小・中学校 特別支援学級)

- 小・中学校全体に占める特別支援学級設置校の割合は、平成 30 年度 (2018 年度) 86.5%から令和 4 年度 (2022 年度) 93.4%へと増加している。
- 学級数は、小・中学校を合わせて、平成 30 年度 (2018 年度) 4,141 学級から令和 4 年度 (2022 年度) 4,729 学級へと約 1.1 倍に増加している。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小・中学校を合わせて、平成 30 年度 (2018 年度) 13,915 人から令和 4 年度 (2022 年度) 18,381 人へと約 1.3 倍に増加しており、特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数が、同様の比較で 7,886 人から 10,677 人へと約 1.4 倍に増加している。
- 特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第 22 条の 3 に示す障がいの程度<sup>\*14</sup>に該当する児童生徒の割合は、令和 4 年度 (2022 年度) 2.3%であり、うち複数の障がいを併せ有する児童生徒は 7.4%である。
- 令和 3 年度 (2021 年度)、特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有状況は、小学校 57.0%、中学校 54.1%となっており、小・中学校における特別支援教育の経験が 3 年未満の教員又は期限付き教員の割合は 49.0%を占めている。



年度	25年度	30年度	4年度
児童生徒数	9,920	13,915	18,381
弱視	42	43	56
難聴	55	76	77
知的	3,609	4,738	6,417
肢体不自由	280	267	243
病弱・虚弱	263	355	351
言語	349	550	560
自閉・情緒	5,322	7,886	10,677

## 課題

### (幼児教育施設)

- 幼児教育施設の全ての保育者が特別支援教育に関する知識・技能等を身に付けるための、研修内容の充実及び研修機会の拡充
- 地域の保健・福祉等の関係機関や特別支援学校等との連携による、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用した入園前から卒園後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行う体制の構築

### (小・中学校 全体)

- 管理職のリーダーシップの下、全ての教職員による指導・支援体制の構築や、関係機関等と連携した指導や支援の充実
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用し、合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する情報の引継ぎなど、就学前から卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行うための体制の構築
- 全ての教員が特別支援教育を担当し、障がいのある児童生徒の学びの特性や合理的配慮について理解し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や指導に携わる機会を設けるなど、全ての教員の特別支援教育に関わる専門性の向上を図る取組の推進

### (小・中学校 通常の学級)

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援の取組が、全ての児童生徒を大切に作る学級づくりや分かりやすい授業づくりに役立つという視点に立った校内研修の充実
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用した指導や支援の充実
- 学級担任と特別支援教育支援員などが連携した学級経営の充実
- 校内委員会の役割や機能を生かした指導や支援の充実
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍する学校における特別支援教育支援員の未配置の解消

### (小・中学校 通級による指導)

- 自校通級、他校通級のほか、広域な本道における巡回指導など、地域の実情に応じた実施形態を活用した通級による指導の充実
- 障がいの状態に応じた指導や支援に関する専門的な知識や技能を身に付けるための研修機会の拡充
- 通級による指導を担当する教員の、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動の指導<sup>\*15</sup>の内容や方法に関する専門性の向上
- 学級担任と通級による指導担当教員が「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用して指導内容や方法等を共有するなど、一貫した指導体制の構築
- 通級による指導を新たに担当する教員や、経験の浅い教員からの相談や研修などに係るサポート体制の構築



(小・中学校 特別支援学級)

- 発達段階や障がいの状態等を踏まえた教育課程の工夫・改善
- 障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための「自立活動の指導」の教育課程への位置付け
- 発達の程度や適応の状況等に応じて、就学時に決定した学びの場を柔軟に変更できる教育支援体制の構築
- 特別支援学級担当教員の、障がいの種類や状態等に応じた指導内容・方法等に関する専門性の向上
- 特別支援学級を新たに担当する教員や、経験の浅い教員からの相談や研修などに係るサポート体制の強化
- 特別支援学校との人事交流等による、小・中学校における特別支援教育に関する専門性の向上

**今後の方向性**

(幼児教育施設及び小・中学校の通常の学級)

- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援については、管理職のリーダーシップによる学校や園全体で特別支援教育に取り組む体制の構築や、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の推進、「個別最適な学び<sup>\*16</sup>」と「協働的な学び<sup>\*17</sup>」の充実、研修の内容及び機会の充実、関係機関との情報共有や連携強化、特別支援教育支援員の配置促進に取り組みます。

(小・中学校 通級による指導)

- 通級による指導を受ける児童生徒への指導や支援については、指導の教育的効果はもとより、児童生徒や保護者の負担等を勘案し、自校通級、他校通級のほか、巡回指導など効果的な実施形態の選択・運用を進めるとともに、担当教員の自立活動の指導に関する専門性の向上を図るほか、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した指導等の充実や、専門性の高い教員の配置による指導体制の充実を進めます。

(小・中学校 特別支援学級)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒への指導や支援については、担当教員の専門性向上を図るほか、特別支援学校教諭免許状の保有率向上や経験の浅い教員へのサポート体制の整備、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づく適切な「交流及び共同学習<sup>\*18</sup>」の実施、学びの場の検討における各市町村教育委員会への支援を推進します。

## 施策

(幼児教育施設及び小・中学校の通常の学級)

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	教 庁	
●		●	<b>重点</b> <input type="checkbox"/> 全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるとともに、具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、道立特別支援教育センターの研修等のほか、教育局の特別支援教育を担当する指導主事（以下「特別支援教育スーパーバイザー」という。）がサポートする体制の整備、「特別支援教育教育課程編成の手引」等の活用促進により校内研修の充実を図ります。
		●	<b>重点</b> <input type="checkbox"/> 全ての教員が特別支援教育に関わる専門性を身に付けることができるよう、校内の通常の学級と、特別支援学級、通級指導教室との間で交換授業や授業研究の実施など、持続可能な人材育成の体制整備が求められています。
●	●		<input type="checkbox"/> 特別支援教育支援員については、国に対して財政措置の拡充を要望するとともに、人材の確保に向けて道と市町村の連携を強化し、配置を促進します。
	●	●	<input type="checkbox"/> 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を組織的・継続的に行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用が求められています。
	●	●	<input type="checkbox"/> 幼児教育施設から小学校への就学移行期や中学校から高等学校への設置者の異なる学校段階間の移行期については、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対する教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する情報が確実に引き継がれるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した学校種を超えた情報共有や引継ぎに関わる取組の充実が求められています。
	●	●	<input type="checkbox"/> 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握するとともに、指導や支援の充実に生かすことができるよう、保護者はもとより医療・保健・福祉の関係機関との情報共有や連携強化が求められています。
		●	<input type="checkbox"/> 管理職は、特別支援教育を学校運営の柱の一つに位置付け、園内委員会及び校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーターの複数指名など校内体制の充実を図るとともに、学校全体で特別支援教育に取り組む体制を整備することが求められています。

(小・中学校 通級による指導)

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	教 庁	
●			<b>重点</b> <input type="checkbox"/> 通級による指導担当教員が通級による指導を受ける児童生徒に対し、障がいの状態や発達の段階に応じた適切な指導を行えるよう、道立特別支援教育センターの研修等を通じて担当教員の特別支援教育に関わる専門的な知識・技能の習得に努めるとともに、特に、自立活動の指導に関する専門性の向上を図ります。

主な実施主体			内 容
道委	地委	教等	
●	●		<input type="checkbox"/> 通級による指導を担当する教員については、国の定数や加配を活用しながら、専門性の高い教員を配置するなど、指導体制の充実に努めます。
	●	●	<input type="checkbox"/> 通級による指導の実施形態については、小・中学校とともに、自校通級、他校通級のほか、広域な本道における巡回指導など、それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態を選択・運用するなど、指導体制の充実が求められています。
		●	<input type="checkbox"/> 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、通級による指導の指導内容や、在籍学級における指導上の配慮事項等について、校内委員会等を通じて全教員が共通理解を図るとともに、通級による指導の成果を通常の学級においても生かすことができるよう、通級による指導担当教員と学級担任が、随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うことができる校内体制の整備が求められています。
		●	<input type="checkbox"/> 通級による指導においては、適切な実態把握に基づき、長期的な視点から指導や支援の内容を計画するとともに、通級による指導の終了時期を見据え、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した支援内容の検討に基づき、指導や支援の充実に努めることが求められています。

(小・中学校 特別支援学級)

主な実施主体			内 容
道委	地委	教等	
●	●		<p><b>重点</b></p> <input type="checkbox"/> 特別支援学級を担当する教員を含め、特別支援教育に係る経験を有する教員を増やしていくなど、関係する教員の層を着実に厚くしていくため、特別支援学校との人事交流をより積極的に進め、小・中学校教員の特別支援教育に係る専門性の向上に努めます。
●			<input type="checkbox"/> 児童生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じた教科指導や自立活動の指導の充実に向け、特別支援学級を担当する教員が、児童生徒の障がいの状態に応じた教育課程の編成・実施及び指導や支援を行うことができるよう、道立特別支援教育センターの研修等を通じて専門性の向上を図るとともに、教育局の特別支援教育スーパーバイザーがサポートする体制を整備します。
●			<input type="checkbox"/> 小・中学校において初めて特別支援学級を担当する教員が、特別支援教育に関する理解や知識を深め、具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、教育局及び各管内において特別支援教育のリーダー的な役割を果たしている教員が指導や支援の在り方をサポートする体制の整備に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 特別支援学級担当教員のうち、特別支援学校教諭免許状が未取得である者に対し、教育職員免許法認定講習 <sup>*19</sup> の受講を促進するなど、保有率の向上に努めます。
	●		<input type="checkbox"/> 特別支援学級から通常の学級への在籍変更など、就学時に決定した学びの場を柔軟に見直すことができるよう、市町村教育委員会による定期的な教育相談の取組が求められています。

主な実施主体			内 容
道委	地委	教団	
		●	□ 障がいの状態等の変化に伴う子ども一人一人の教育的ニーズの変化を的確に把握し、その変化に継続的かつ適切に対応するため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」のPDCAサイクルの充実が求められています。
●		●	□ 障がいのある生徒が将来希望する進路に応じた教育を受けられるよう、中学校の教職員や保護者に対して特別支援学校高等部における教育活動や入学者選考の制度についての周知等に努めるとともに、各学校等においては、生徒及び保護者への早期から十分な情報提供等による進路指導の充実に努めます。
●		●	□ 生徒及び保護者が高等学校や特別支援学校高等部の教育内容等を理解し、将来の進路希望や教育課程の特色等によって進路を選択できるよう、道教委による特別支援教育進路指導協議会の開催や、各学校における早期から十分な情報提供等の、進路指導の充実を図ります。

### (3) 高等学校における学びの場の充実

#### 現 状

(通常の学級)

- 校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した生徒の割合は、平成30年度（2018年度）、令和3年度（2021年度）ともに0.8%である。
- 令和3年度（2021年度）の高等学校における特別支援教育コーディネーターのうち、特別支援教育コーディネーターの経験が3年未満の教員の割合は、57.0%である。
- 高等学校教員の特別支援教育に関する研修の受講率は、平成30年度（2018年度）55.1%から令和3年度（2021年度）60.5%へと増加している。
- 特別支援教育支援員を配置する学校は、平成30年度（2018年度）14校16人から令和4年度（2022年度）10校17人となっている。
- 令和3年度（2021年度）に中学校の特別支援学級を卒業した生徒のうち、高等学校等（高等専門学校、専修学校を含む。）へ進学した生徒の割合は、40.3%である。

(通級による指導)

- 高等学校において通級による指導を行っている学校数及び通級による指導を受けている生徒数は、平成30年度（2018年度）4校10人から令和4年度（2022年度）6校20人へと増加している。

#### 課 題

(通常の学級)

- 管理職のリーダーシップの下、全ての教職員による指導・支援体制の構築や、関係機関と連携した指導や支援の充実
- 全ての教職員が、自校に特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍する可能性があることと捉え、障がいのある生徒の指導や支援に関する基本的な知識や技能等を身に付けるための校内研修の充実
- 特別な教育的支援を必要とし、中学校までの学習内容の学び直しが必要な生徒への指導や支援を行うための校内体制の整備・改善

- 特別な教育的支援を必要とする生徒やその保護者に「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の役割や意義について理解啓発を図り、中学校から高等学校、高等学校から進学先・就労先へ支援の内容を適切に引き継ぐための体制の整備・改善
- 特別支援学校との人事交流等による特別支援教育に関する教員の専門性の向上
- 特別な教育的支援を必要とする生徒の実態把握や卒業後を見据えた適切な指導及び必要な支援を実施していくための支援体制の構築

#### (通級による指導)

- 高等学校における通級による指導に対する教職員の理解促進
- 社会で生きていくために必要となる力や、生徒一人一人の進路に応じた多様な可能性の伸長など、個々の特性に応じた指導や支援の充実
- 通級による指導が効果的に行われるよう、在籍学級における各教科等と通級による指導との関連を図るなど、「個別の指導計画」を活用した教員間の連携体制の構築
- 在籍していた中学校から引き継いだ「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を高等学校においても作成・活用して指導の充実を図るとともに、卒業後の進路先に対し、支援の内容を円滑に移行することのできる体制の構築
- 特別支援教育に関する専門性向上を図るための研修の充実や人事交流

### 今後の方向性

#### (通常の学級)

- 高等学校においても障がいのある生徒が一定数入学していることを前提とし、学校全体で特別支援教育に取り組む体制の構築や、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の推進、研修の内容及び機会の充実、関係機関との情報共有や連携強化に取り組めます。

#### (通級による指導)

- 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた通級による指導を実施するとともに、通級による指導を受ける生徒への指導や支援については、担当教員の自立活動の指導に関する専門性の向上を図るほか、通級による指導の効果が在籍する学級における指導に生かされるよう、校内委員会等において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、全教員が指導や支援の内容等について共通理解を図るための校内の体制整備等を進めます。

## 施策

(通常の学級)

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	教 師	
●			<p><b>重点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 全ての教員が、特別支援教育に関する理解や知識を深めるとともに、具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、道立特別支援教育センターの研修等のほか、「教育課程編成の手引」等の作成及び活用の促進により校内研修の充実を図ります。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーターが、全ての教員の特別支援教育に関する理解を深め、資質・能力の向上に指導的な役割を果たせるよう、研修機会の充実を図ります。</p>
		●	<p><input type="checkbox"/> 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を組織的・継続的に行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用が求められています。</p>
	●	●	<p><input type="checkbox"/> 小・中学校で特別支援教育を受けた生徒の指導・支援の内容や合理的配慮の状況等を、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し適切に引き継ぐことにより、高等学校においても障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等が更に充実して行われることが求められています。</p>
		●	<p><input type="checkbox"/> 管理職は、特別支援教育を学校運営の柱の一つに位置付け、校内委員会の活性化や特別支援教育コーディネーターの複数指名など校内体制の充実を図るとともに、学校全体で特別支援教育に取り組む体制の整備が求められています。</p>
		●	<p><input type="checkbox"/> 生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握するとともに、切れ目なく必要な支援が行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、保護者のもとより労働・医療・保健・福祉の関係機関との情報共有や連携強化が求められています。</p>

(通級による指導)

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	教 師	
●		●	<p><b>重点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた通級による指導を実施するとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、通級による指導の指導内容や、在籍学級における指導上の配慮事項等について、校内委員会等を通じて当該生徒に関わる全ての教員が共通理解を図り、通級による指導の成果が、通常の学級へも波及するよう校内体制を整備します。</p>
●			<p><b>重点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 通級による指導担当教員が通級による指導を受ける生徒に対し、障がいの状態や発達の段階、卒業後を見据えた適切な指導を行えるよう、道立特別支援教育センターの研修等を通じて自立活動の指導に関する専門性の向上を図ります。</p>
●		●	<p><input type="checkbox"/> 通級による指導担当教員以外にも、特別支援教育に係る経験を有する教員を増やしていくなど、関係する教員の層を着実に厚くしていくため、特別支援学校との人事交流をより積極的に進め、高等学校教員の特別支援教育に係る専門性の向上に努めます。</p>

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	教 育 委	
		●	<input type="checkbox"/> 特別支援学校との連携を更に強化するとともに、高等学校に対する特別支援学校のセンター的機能 <sup>*20</sup> を充実させ、高等学校は特別支援学校が有する自立活動に関する専門性や、障がいのある生徒の就職等に関する知見を活用し、生徒一人一人に応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ることが求められています。

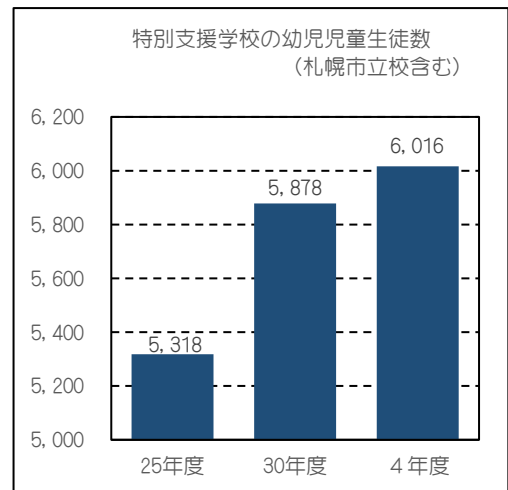
#### (4) 特別支援学校における学びの充実

##### ア 共通事項

##### 現 状

- 平成 29 年 (2017 年) 4 月から学校運営協議会の設置が努力義務化され、道立特別支援学校においては、令和 4 年度 (2022 年度) までに 36 校でコミュニティ・スクール<sup>\*21</sup>を導入している。
- 特別支援学校が有する専門性を発揮し、近隣の幼児教育施設、小・中学校、高等学校に対して特別支援教育に関する相談支援や情報提供を行うなど、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たす役割が定着している。

年度	25年度	30年度	4年度
幼児児童生徒数	5,318	5,878	6,016
視 覚	165	135	107
聴 覚	240	208	197
知 的	4,101	4,813	5,087
肢体不自由	708	667	597
病 弱	104	55	28



##### 課 題

- より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校と地域の連携・協働の推進
- 特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業<sup>\*22</sup>における支援依頼の増加やオンラインなどを活用した地域への教育相談や支援を行う体制の整備
- 重複障がいのある幼児児童生徒に対して、関係する障がい種別の特別支援学校同士が連携し、オンラインなどを活用した教育相談や指導・支援を行う体制の充実

##### 今後の方向性

- 広域分散型の本道の特性を生かし、オンラインも含めた外部人材の活用や地域資源の活用とともに、校内の教職員の連携強化等による校内体制の充実を図り、障がいのある子どもの将来の自立と社会参加に向けた取組など特別支援教育の更なる充実に向けた取組を進めます。

## 施策

主な実施主体			内 容
道委	地委	教団	
●		●	□ 学校運営協議会を設置し、学校と地域が目標やビジョンを共有することにより、学校だけでは得られない知識や経験を子どもたちに身に付けさせるなど、特色ある学校づくりを推進します。
●		●	□ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、これまでの実践や取組の評価・改善に努め、幼児児童生徒一人一人が可能性を最大限伸長することができるよう、学校と地域が連携・協働しながら教育活動の充実を図ります。
●			□ 特別支援学校が派遣する教員の一層の専門性向上を図るため、特別支援教育コーディネーター等を対象とする研修の一層の充実を図ります。
●		●	□ 特別支援学校によるセンター的機能の一層の発揮に向け、特別支援学校における校内協力体制の充実やオンラインも活用した相談支援の充実を図るほか、地域の幼児教育施設、小・中学校、高等学校に対し、支援内容等に関する情報発信に取り組みます。
		●	□ 障がいのある幼児児童生徒一人一人が、変化の激しい社会の中で、主体的に判断しながら課題を解決していくため、教育課程の改善・充実や、グランドデザインを策定し学校として育成を目指す子ども像を地域へ発信、共有するなど、地域とのつながりを意識した指導や支援の充実を図ることが求められています。

## イ 視覚障がい教育

### 現 状

- 視覚障がい特別支援学校4校に在籍している幼児児童生徒数は、平成30年度（2018年度）135人から令和4年度（2022年度）107人へと減少している。
- 札幌視覚支援学校では幼稚部から専攻科及び附属理療研修センター<sup>\*23</sup>を設置した視覚障がい教育の拠点校として、道内唯一の視覚障がい教育に関する幼児教育から後期中等教育に加え、職業教育まで一貫した教育を行っている。
- 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、保有する感覚を効果的に活用し、主体的に学習に取り組む力を育てることができるよう指導や支援の充実を図っている。
- 視覚障がい特別支援学校4校が、ICT機器を活用し、相互かつ緊密に連携を図りながら教育活動を推進する取組を道外企業等と連携しながら実施している。

### 課 題

- 視覚障がい特別支援学校4校が連携・協働して一体的に進める研修・研究を通して、4校の全幼児児童生徒一人一人が、自らの視覚障がいの状態等に応じて、主体的に環境に働き掛ける力を高めるとともに、各学部段階において、育成を目指す資質・能力や健康・体力、豊かな人間性を育めるよう、専門性の高い教職員集団による教育活動の推進
- 視覚障がい教育において、これまで蓄積してきた専門性を経験の浅い教員へ引き継ぐなど、組織的に専門性の維持・向上を図る体制の整備
- 視覚障がい特別支援学校のセンター的機能の発揮による地域における視覚障がい教育の専門性の向上



- 広域な本道において、視覚障がい特別支援学校4校のネットワークの構築や、ICTの活用による、視覚障がいのある乳幼児から成人までを対象とした教育相談や指導・支援の充実
- 進学を希望する生徒が、より専門的な教育を受けることができるよう高等部及び専攻科の教育課程の改善・充実や入学者選考検査等の在り方の検討
- 将来の自立と社会参加に向け、札幌視覚支援学校附属療育研修センター等を活用した職業教育の充実
- 視覚障がい特別支援学校在籍者数の減少に伴う学習集団の確保や、弱視特別支援学級に在籍する児童生徒への支援の充実

### 今後の方向性

- 視覚障がい特別支援学校4校間において、相互かつ緊密な連携・協力の下、幼児児童生徒一人一人に応じた「個別最適な学び」と、幼児児童生徒同士が学び合い教え合うことができる「協働的な学び」の充実を図ります。
- 幼児児童生徒一人一人の能力や可能性を可能な限り伸ばさせる教育を推進するほか、多様化する教育的ニーズに応える体制の構築や、切れ目のない一貫した指導や支援の充実、安全・安心な教育環境を提供するための体制整備、視覚障がい教育の専門性向上を目指した研究や相談等の充実、センター的機能の発揮による地域の視覚障がい者を含めた特別支援教育の充実に向けた取組を進めます。

### 施策

主な実施主体			内 容
道庁	地域	学校	
●		●	□ 視覚障がいのある乳幼児や児童生徒への教育相談や指導・支援を行う視覚障がい特別支援学校4校と教育局及び道立特別支援教育センターが、相互かつ緊密に連携を図りながら、地域における視覚障がいのある児童生徒等への支援の充実に努めます。
●		●	□ 視覚障がい教育の拠点校である札幌視覚支援学校が、より専門的で高度な指導や支援を提供できるよう、大学や道立特別支援教育センター等と連携した研究・研修の取組を進めます。
●	●	●	□ 視覚障がいのある子どもの早期発見・早期支援の促進に向けて、関係機関と連携を図った教育相談体制の構築や視覚障がい特別支援学校に関する早期からの情報提供に努めます。
●		●	□ 進学を希望する生徒の教育的ニーズに対して、より適切に応えられるよう高等部及び専攻科において、個々の実態に応じた教育課程の編成に努めるとともに、入学者選考検査等の在り方を検討します。
		●	□ 幼児児童生徒が保有する感覚を効果的に活用しながら、学力・体力の向上と日常生活動作等の能力を最大限伸ばすための指導・支援の充実に努めることが求められています。
		●	□ 全ての教員が、これまでの実践に加えICTも活用し、視覚障がいの状態等に応じた各教科等の指導内容・方法はもとより、文字処理や移動能力、日常生活動作の習得に関する指導内容・方法に関する研修に努めることが求められています。

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	学庁	
		●	□ 幼稚園から専攻科までを一体とした教育として捉え、学びの連続性 <sup>*24</sup> を確保できるよう、カリキュラム・マネジメント <sup>*25</sup> の充実に努めることが求められています。

## ウ 聴覚障がい教育

### 現 状

- 聴覚障がい特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数は、平成30年度（2018年度）208人から令和4年度（2022年度）197人へと減少している一方、重複障がい学級に在籍している児童生徒数は、平成30年度（2018年度）40人から令和4年度（2022年度）39人とほぼ横ばいで推移している。
- 聴覚障がいの状態や特性、心身の発達段階及び教育的ニーズに応じた多様なコミュニケーション方法の選択・活用について、保護者や幼児児童生徒に適切な情報提供を行い、聴覚口話<sup>\*26</sup>や手話<sup>\*27</sup>を活用した指導の充実に図っている。
- 乳幼児相談室を設置する聴覚障がい特別支援学校6校においては、医療機関や療育機関等と連携して乳幼児療育事業を実施し、早期からの教育相談・支援の充実に図っている。また、保健福祉部局と連携して難聴児等支援派遣研修事業<sup>\*28</sup>を実施している。
- 人工内耳<sup>\*29</sup>を装用する児童生徒等の増加や医療的ケア児<sup>\*30</sup>を含めた重度・重複化など、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等を的確に把握し、指導の充実に図っている。

### 課 題

- 聴覚障がい特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数が減少する中、聴覚障がい特別支援学校における重複障がい教育の充実やICTを活用した集団で学び合う学習活動の充実
- 多様なコミュニケーション方法や教育歴等を有する幼児児童生徒が在籍するなど、障がいの多様化が進む中、一人一人の教育的ニーズに適切に対応するための指導力や専門性の維持・向上及び人材の育成・活用等
- 学習の基盤となる言語概念の形成や発達の段階に応じた思考力・判断力・表現力等が身に付くよう、障がいの状態に応じた指導の一層の充実
- 保健・福祉・医療等の関係機関と連携した早期からの療育及び保護者支援の充実
- 広域分散型な本道における聴覚障がい特別支援学校が設置されていない地域に居住する、聴覚障がいのある幼児児童生徒に対するオンラインも含めた教育相談や療育、指導などセンター的機能の一層の充実
- 進学を希望する生徒が、より専門的な教育を受けることができるよう、高等聾学校本科及び専攻科の教育課程の改善・充実
- 将来の自立と社会参加に向けた各学部段階における教育課程の改善やキャリア教育<sup>\*31</sup>の充実による、進学先及び職域の更なる拡大
- 子どもの障がいの状態や特性等を十分考慮した、ICT機器等の活用による、各教科等において育成を目指す資質・能力の確実な定着

## 今後の方向性

- 聴覚障がい特別支援学校に在籍する幼児児童生徒への指導や支援に当たっては、児童生徒一人一人の能力や可能性を可能な限り伸長させることができるよう、コミュニケーション方法や少人数化、重複障がいのある児童生徒の増加等といった、各学校の特色や実態を踏まえた方向性を一層明確にするほか、多様化する教育的ニーズに応える体制の構築や、切れ目のない一貫した指導や支援の充実、安全・安心な教育環境を提供するための体制整備、センター的機能の発揮による広域な本道における各地域の特別支援教育の充実に向けた取組を進めます。

## 施策

主な実施主体			内 容
道庁	市町村	教団	
●		●	□ 聴覚障がい特別支援学校7校と教育局及び道立特別支援教育センター等が高い専門性を有する機関として、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業や難聴児等支援派遣研修事業を活用するなど、広域な本道における地域の聴覚障がいのある幼児児童生徒への積極的な支援に努めます。
●		●	□ 聴覚障がいはもとより、他の障がいを併せ有する児童生徒への指導・支援が充実できるよう、校内研修やオンラインによる複数校の連携による研修会を実施するなど、幅広い専門性向上に努めます。
●		●	□ 医療・福祉等の関係機関との連携による早期から一貫した教育を推進するとともに、ICT機器を効果的に活用した学校間の連携や外部有識者からの専門的な助言を受けるなどして指導の充実を図ります。
●	●	●	□ 本道のどこに居住していても、聴覚障がいに関する専門的な療育や教育を早期から受けられるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、聴覚障がい特別支援学校に関する情報を乳幼児期の段階から保護者に提供できるように努めます。
●		●	□ 将来の自立と社会参加に向け、生徒の進路希望に適切に応じることができるよう、聴覚障がい特別支援学校において教育課程の改善を図るとともに、入学者選考検査の在り方を検討します。
		●	□ 各教科等の指導内容のつながりを踏まえ、語彙の拡充や学習内容の一層の定着を図ることができるよう、聴覚障がいのある児童生徒の学び方の特性を踏まえたカリキュラム・マネジメントの更なる充実が求められています。

## エ 知的障がい教育

### 現 状

- 在籍する児童生徒数は、平成30年度（2018年度）4,813人から令和4年度（2022年度）5,087人へと増加している。

- 自閉症を併せ有する児童生徒は、令和4年度（2022年度）32.1%、うち小学部及び中学部を設置する学校においては41.0%在籍している。
- 学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障がいを複数併せ有する児童生徒のほか、行動障がいのある児童生徒や知的障がい以外の障がいを重複する児童生徒、医療的ケアが必要な児童生徒等、多様な実態の児童生徒が在籍している。
- 小学部及び中学部においては、基本的な生活習慣や対人関係、コミュニケーション、集団生活などに関する基礎的な知識・技能及び態度を育む指導を行っている。
- 知的障がい特別支援学校高等部への進学を希望する生徒が、教育課程の特色や学習内容で学校を選択できるよう、令和元年度（2019年度）から入学者選考検査の仕組みを変更し、実施している。
- 高等部においては、普通科や職業学科など生徒の実態や進路希望等に応じた学びの場を設定し、卒業後の自立と社会参加に向け、必要な知識・技能及び態度を育てる指導の充実を図っている。
- 知的障がい特別支援学校高等部の職業学科においては、全卒業生に占める一般就労<sup>\*32</sup>（就労継続支援A型<sup>\*33</sup>を含む。）の割合が、平成30年度（2018年度）43.4%から令和3年度（2021年度）50.5%へと増加している。

## 課題

- 自閉症や他の障がいを併せ有する児童生徒の自立と社会参加の質の向上につながるよう、多様な障がいの種類や状態に対応した自立活動の指導の充実
- 知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を踏まえた思考力・判断力・表現力や主体的に活動する力などを培う実地的・具体的な指導の充実
- 知的障がい特別支援学校の各教科等<sup>\*34</sup>の目標や内容、各段階のつながり及び小・中学校等の各教科等との学びの連続性を踏まえた、個別の指導計画の活用による各教科等の指導の充実
- ICTを活用した在宅就労など新たな働き方に対応した職業教育、進路指導の充実
- 知的障がい特別支援学校高等部を卒業した生徒の進学先や就労先の拡充などの進路指導、また、就職後の定着に向けた、関係機関と連携した卒業後も含めた就労支援の充実
- 高等部への進学を希望する生徒が、教育課程の特色や学習内容で学校を選択できるよう、早期からの教育相談及び教育課程や入学者選考検査等の改善・充実

## 今後の方向性

- 児童生徒一人一人の能力や可能性を可能な限り伸ばさせることができるよう、知的障がいの特性を踏まえた指導形態を選択し、個々の能力を最大限伸ばさせる指導の充実を図るほか、多様化する教育的ニーズに応える各学部における体制の整備や、切れ目のない一貫した指導や支援の充実、安全・安心な教育環境を提供するための体制整備、多様な進路希望に対応した進路指導及び就労支援の充実、センター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実に向けた取組を進めます。

施策

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	学 等	
●			□ リモートインターンシップやオンラインによる製品販売体験など、関係機関や企業、団体等と連携しながらICTを活用した教育活動の充実に努めるとともに、「農福連携 <sup>*35</sup> 」の取組など地域資源を活用した教育活動の充実に努め、就労先の確保を図ります。
●		●	□ 高等部への進学を希望する生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学校選択とともに生徒のこれまでの学びの過程（履歴）を把握し、入学後の指導に生かすことができるよう、高等部の教育課程の編成や入学者選考検査等の改善を図ります。
●	●	●	□ 生徒及びその保護者が、高等部への進学に当たり、教育課程の特色や学習内容で学校を選択できるよう、早期からの教育相談や情報提供に努めます。
●	●	●	□ 各教科等において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせることができるよう、障がいの状態等に応じて文部科学省著作教科書 <sup>*36</sup> 等の活用を推進します。
		●	□ 児童生徒一人一人の的確な実態把握に基づき、教科別の指導及び各教科等を合わせた指導 <sup>*37</sup> 、自立活動の指導などによる、能力を最大限伸長させる指導の充実に努めることが求められています。
		●	□ 児童生徒の障がいの多様化へ対応し卒業後の自立と社会参加につながるよう、各学校において、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導として、自立活動の指導の充実に努めることが求められています。
		●	□ 職業学科を設置する高等部普通科においては、各教科等での学びを活用・発揮できるよう教育課程編成を工夫することで、進学や就労など生徒の多様な進路希望に対応した卒業後の社会自立に必要な力の育成を図ることが求められています。
		●	□ 生徒の進路希望に対応することができるよう、生徒の希望や適性に応じた自立と社会参加に向けた早期からの進路指導の充実に努めることが求められています。
		●	□ 各学部や各段階と小・中学校等との教育内容における学びの連続性を踏まえた教育課程の編成及び改善・充実に努めることが求められています。
		●	□ 学部間や学年間、教科間のつながりを意識し、教科等横断的な視点 <sup>*38</sup> に立った資質・能力や、各教科等における資質・能力の確かな育成を目指し、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められています。
		●	□ 児童生徒一人一人に育成を目指す資質・能力が身に付いたかを見取るため観点別の学習状況評価 <sup>*39</sup> を実施するとともに、評価を授業の改善や個別の指導計画の改善、そして教育課程の改善につなげるPDCAサイクルの充実に努めることが求められています。
●			□ 高等部本科における教育課程の改善・充実はもとより、3年間では深めきれない専門教育の内容について、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習を深め、資格取得や職業教育の一層の充実に努めることを目的とした教育課程を検討します。

## 才 肢体不自由教育

### 現 状

- 在籍する幼児児童生徒数は、平成30年度（2018年度）667人から令和4年度（2022年度）597人へと減少しているが、札幌市内に設置する肢体不自由特別支援学校の在籍者数は、平成30年度（2018年度）360人から344人とほぼ横ばいで推移している。
- 小学部及び中学部に在籍する児童生徒のうち、重複障がい学級及び訪問教育<sup>\*40</sup>学級に在籍する児童生徒は平成30年度（2018年度）93.2%から令和4年度（2022年度）95.0%へと増加しているほか、道立特別支援学校の医療的ケア児は、同様の比較において316人から324人へと増加している。
- 高等部卒業後、進学又は就職する生徒の割合は、平成29年度（2017年度）以前の10%程度から、平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）の4年間平均では14%程度へとやや増加傾向にある。
- 障がいの重度・重複化や医療的ケア児の増加等による法制度の整備や福祉サービスの充実により、これまで以上に関係機関との連携を図っているケースが増加している。
- 障がいの重度・重複化に伴い、「再調理<sup>\*41</sup>」のほか、段階食を必要とする児童生徒が多く在籍している。

### 課 題

- 各教科等と自立活動の関連を図る指導など、多様な教育的ニーズに応えるための教員の指導力や専門性の向上
- 身体の動きや認知特性、発達状況等に応じた教科指導の充実
- 様々なことを体験する機会の不足や認知の特性による概念形成の偏りを踏まえた、各教科等の指導の充実及び自立活動の指導との関連による学習効果の向上
- 多様な進路選択を実現するための高等部教育における特色ある取組とその発信
- 安全に再調理を行うための施設設備及び指導體制の充実
- 教員や養護教諭、自立活動教諭、栄養教諭はもとより、医療的ケア看護職員<sup>\*42</sup>や外部専門家など、多職種連携による教育活動の充実
- 肢体不自由以外の特別支援学校や小・中学校に在籍している肢体不自由のある児童生徒等への、自立活動の指導や教科指導等の充実

### 今後の方向性

- 重度・重複化、多様化する幼児児童生徒一人一人の能力や可能性を可能な限り伸ばさせる教育を推進するとともに、肢体不自由教育の専門性向上を目指した研究や相談等の充実、センター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実に向けた取組を進めます。

### 施 策

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	教団	
●		●	<input type="checkbox"/> 教育活動全体を通じて、障がいの特性等を踏まえた教育課程を編成するとともに、各教科等の指導と自立活動の時間における指導を関連付けるなど、学習効果を一層高めるための、カリキュラム・マネジメントの充実に向けた指導・助言に努めます。

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	教 庁	
●		●	□ 自立活動教諭等の専門的な知識・技能を有する教職員による支援のほか、医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家等との連携促進により、自立活動の指導の充実を図ります。
●		●	□ 高等部においては、生徒の進路状況や産業動向の変化等を踏まえ、学科の再編や指導内容の見直しも含め、多様な進路選択を実現するための特色ある教育課程を編成するとともに、高等部入学者選考検査等の改善・充実に努めます。
●		●	□ 学校給食用調理室や教室・食堂などで安全に「再調理」を行うことができるよう、場所の確保や衛生管理の徹底に努めるとともに、児童生徒の食べる機能に応じた段階食の提供について検討するなど、摂食指導の充実に努めます。
	●	●	□ 小・中学校等に準ずる教育を行っている児童生徒の、確かな学力の向上に向け、障がいの特性に応じた各教科等の指導におけるICTの活用や交流及び共同学習の実施等を通して、授業改善に努めることが求められています。
	●	●	□ 児童生徒の実態を踏まえ、ICTを含む支援機器や教材・教具の活用による各教科等における目指す資質・能力の育成や自立活動の指導の充実による学習上・生活上の困難の改善・克服に努めることが求められています。

## カ 病弱・身体虚弱教育

### 現 状

- 病弱特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平成 30 年度（2018 年度）3 校 55 人から、令和 4 年度（2022 年度）3 校 28 人へと減少している。
- 小・中学校の特別支援学級（病弱・身体虚弱）に在籍する児童生徒数は平成 30 年度（2018 年度）355 人から令和 4 年度（2022 年度）351 人とほぼ横ばいで推移し、道内で病弱教育を受ける児童生徒全体に占める割合が 92.6%になるなど、センター的機能の充実が求められている。また、札幌市内を中心に病弱以外の特別支援学校による病院への訪問教育のニーズがある。
- 病弱特別支援学校においては、隣接する病院との連携の下、神経・筋疾患のある児童生徒への ICT を活用した教科学習や就労体験等、高い専門性に基づいた教育を継続的に行っている。

### 課 題

- 神経・筋疾患や小児がん等の起因疾患の状態に応じた教科指導など、病弱教育に関する専門性の維持・向上
- QOL（生活の質）の維持・向上を目指し、病院等の関係機関との連携を図った指導や支援の充実
- 訪問教育を受けている児童生徒の学びの充実に向けた、オンライン授業や ICT 活用による指導内容や方法の充実等、高い専門性に基づいた教育の提供
- 児童生徒一人一人の教育的ニーズや病気の状態に応じた就労進学、生涯学習の充実に向けたキャリア教育の充実
- 小・中学校に在籍する病弱・身体虚弱の児童生徒の指導の充実に向けた ICT を活用した教育相談等による、センター的機能の一層の充実

## 今後の方向性

- 病弱特別支援学校については、幼児児童生徒一人一人の能力や可能性を可能な限り伸ばさせる教育を推進するとともに、在籍する幼児児童生徒への指導や支援について、病気の状態に応じた指導内容の焦点化のほか、学習内容や教材・教具の工夫、学校間連携の充実を図ります。
- 小・中学校、高等学校における病弱・身体虚弱の児童生徒への安全・安心な教育環境を提供するための体制整備、病弱教育の専門性向上を目指した研究や相談等の充実、センター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実に向けた取組を進めます。

## 施策

主な実施主体			内 容
道委	地委	教団	
●		●	<input type="checkbox"/> 病気の特性や状態、心身の発達段階等に応じて効果的に学習活動を展開できるよう、指導内容の精選や連続性に配慮した工夫等によるカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。
●		●	<input type="checkbox"/> 病弱教育に関する専門性の維持・向上を図るため、特別支援学校間の連携の充実や、道立特別支援教育センターや教育局等と連携したICTの活用等による教育相談など特別支援学級への支援体制の充実を図ります。
●		●	<input type="checkbox"/> 医療機関と連携した取組の充実を図り、病状に応じた適切な教育課程の編成やICT機器の活用の促進に努め、児童生徒が主体的に学ぶことのできる学習環境の整備に努めます。
●	●	●	<input type="checkbox"/> Web会議システム等の活用やオンデマンド教材の開発等により、入院中の児童生徒に対する教科学習の充実や体験的に学ぶ機会の設定に努めるほか、組織的で継続的な教育の質の向上に努めます。
		●	<input type="checkbox"/> 児童生徒が自分らしい生き方を実現することができるよう、早期からのキャリア教育の充実や発達段階に応じた病状の理解や心理的な安定の充実に努めます。

## キ 寄宿舎指導

### 現 状

- 令和4年度（2022年度）、道立特別支援学校67校のうち41校に寄宿舎を設置し、日常生活に必要な基本的な生活習慣の確立や、社会生活に必要とされる円滑な対人関係や規範意識の向上などを旨とした生活指導を行っている。
- 各学校の寄宿舎においては、平成30年（2018年）1月に道立特別支援教育センターが作成した「寄宿舎指導研修マニュアル」を活用し、寄宿舎指導員と教員、保護者が連携した指導、支援についての理解の促進などに関する研修を実施するなど、寄宿舎指導員の専門性の向上に努めている。
- 児童生徒等の居室は、複数名で使用し、個人の居室としている学校は少なく、また、携帯電話やスマートフォン、PC、ゲーム機などの使用が制限されている。



## 課 題

- 障がいが重度・重複化、多様化する児童生徒等に、的確な実態把握に基づいた指導や支援を行うための、寄宿舎指導員の専門性向上に向けた研修機会の充実
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した寄宿舎指導員、教員、保護者及び関係者等との連携の一層の充実
- 居室におけるプライベート空間の確保や生活年齢に応じた携帯電話やスマートフォン、P C、ゲーム機等の使用についての検討
- 寄宿舎の状況や児童生徒等の障がいの状態に応じた、安全確保や感染予防

## 今後の方向性

- 寄宿舎においては、一人一人の資質・能力を可能な限り伸ばさせる指導・支援を推進するほか、障がいの重度・重複化、多様化への対応、生活年齢に応じたICTの活用など、安全・安心な寄宿舎環境の充実に向けた取組を推進します。

## 施 策

主な実施主体			内 容
道後	地後	教等	
●		●	<input type="checkbox"/> 寄宿舎指導員が児童生徒の日常生活の様子や健康状態等について把握し、教員及び保護者と情報を共有することができるよう、必要な体制の整備に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 寄宿舎で生活している児童生徒が、安全・安心な環境の下、学校生活及び寄宿舎生活を送れるよう、寄宿舎指導員の専門性向上に努めます。
●			<input type="checkbox"/> オンラインやオンデマンドを活用するなど、道立特別支援教育センターにおける寄宿舎指導員を対象とする研修講座の充実を図るほか、「寄宿舎指導研修マニュアル」を活用した校内研修の充実を図ります。
		●	<input type="checkbox"/> 児童生徒の自立と社会参加を一層促進するため、ケース会議や定期的な情報交換会等の実施を通じて寄宿舎指導員と教員、保護者との連携を促進し、一貫した指導や支援の充実に努めます。
		●	<input type="checkbox"/> 卒業後や長期休業中における基本的な生活習慣の確立などを旨し、「個別の教育支援計画」等を活用しながら、家庭や関係機関と連携・協力し、障がいの特性等に応じた生活指導の充実に努めます。
		●	<input type="checkbox"/> 社会の情勢を踏まえ、卒業後の地域における生活が充実するよう、寄宿舎内においても適切にスマートフォンやタブレット等のICTを活用する場面を設けるなど、情報活用能力の育成を図り、自らの役割を自覚して行動する力や余暇の過ごし方など、生活指導等の充実を図ります。

## (5) 自立と社会参加の充実

### 現 状

- 変化の激しい社会の中で求められる力の育成に向け、教科等横断的な視点から教育課程を編成するとともに、学習で身に付けた力を総合的に活用し、現代的な諸課題に対応できる資質・能力の育成を重視している。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、各学部段階において子どもの十分な学びを確保するとともに、一人一人の障がいの状態や心身の発達の段階等に応じた計画的な進路指導の充実を図っている。
- 各学校では、将来における児童生徒の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育成するキャリア教育の推進に取り組んでいる。
- 特別支援学校高等部における全卒業生に占める一般就労（就労継続支援A型を含む。）した生徒の割合は、平成30年度（2018年度）31.0%から令和3年度（2021年度）33.9%へ、職業教育を行う高等部においては、同様の比較で44.9%から48.9%へと増加している。

### 課 題

- 卒業後の生活を見据え、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携した教員に対するキャリア教育の研修の充実
- 情報技術の進展やテレワークの拡充など社会の産業構造の変化を踏まえ、地域資源の活用等による教育活動全体を通じた早期からのキャリア教育の充実及び主体的に情報技術を選択・活用する情報活用能力<sup>\*43</sup>の育成
- 障がいの重度・重複化、多様化、医療的ケア児の増加等による教育的ニーズの多様化や、障がい者福祉施策の動向などを踏まえた進路指導の一層の充実
- 地域の産業動向や生徒及びその保護者のニーズ等を踏まえた、就労支援の一層の充実及び労働・福祉等の関係機関と連携した卒業後の支援の充実

### 今後の方向性

- 自立と社会参加に向けて、学校段階から卒業後を見通した教育を推進するため、早期からのキャリア教育の充実や社会性・コミュニケーション能力を伸ばす教育の情報化の進展に対応する教育内容の工夫、新しい仕事の仕方・働き方や資格取得等に対応した就労支援等に取り組みます。

### 施 策

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	学校	
●		●	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>重点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 障がいのある生徒の就労機会の拡大に向け、オンラインを活用した場所や時間、移動にとらわれない柔軟な働き方（テレワーク）への対応も含めた就労支援や福祉との連携、地域での生活の充実や余暇活動などQOL（生活の質）の向上に努めます。</p> </div>

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	教 等	
●		●	<input type="checkbox"/> 学習指導要領を踏まえ、探究的な学習 <sup>*44</sup> 活動の充実や教科等横断的な視点での教育課程の編成、継続的、段階的な指導の充実を図るとともに、障がいの状態や一人一人の進路希望等に応じた学力向上や進学・就職率の向上に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 自立と社会参加に向けた知識や技能、態度を育むため、特別支援学校と他の学校種との交流及び共同学習や、公立図書館等の社会教育施設及び企業等と連携した作業学習・実習等を通じて、社会性や適応力、コミュニケーション能力を伸ばす教育の充実に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 特別支援学校に在籍し、一般就労等を目指す生徒の意欲や能力、障がいの状態等について、企業等の理解を深めるための学校見学会を実施するほか、国や道と連携した経済団体等への要請活動を継続し、より多くの企業等による障がい者雇用の実現に向けた就労支援の更なる充実に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 特別支援学校における資格取得に向けた教育活動や取組を支援するとともに、資格の取得に伴う生徒の意欲増進や就労に結び付いた事例など、各学校の成果の紹介・普及に努めます。
		●	<input type="checkbox"/> 幼児児童生徒が、障がいの状態や発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付けるとともに、主体的な進路選択や自己理解の促進等を図るため、研修の開催等によるキャリア教育の充実が求められています。
		●	<input type="checkbox"/> 就労先の決定に際しては、生徒の自己選択・自己決定を尊重するとともに、卒業後の生活に向けた福祉制度の理解を深める指導や支援の充実が求められています。

## 2 幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実

### (1) 就学前からの支援体制の整備

#### 現 状

- 障がいのある乳幼児に対する早期からの相談や支援については、児童相談所や市町村の保健センター、子ども発達支援センター等のほか、道立特別支援教育センターや教育局の専門家チーム、特別支援学校などにおいて実施している。
- 幼児児童生徒に対し早期から十分な教育相談や支援を行うため、道立特別支援教育センターの教育相談のほか、教育局の専門家チームによる巡回相談等において市町村教育委員会や保健・福祉などの関係者によるケース会議を令和3年度（2021年度）全管内で254回実施している。
- 小学校（特別支援学校小学部）への就学に当たっては、市町村教育委員会等が設置する教育支援委員会において、障がいのある幼児の教育的ニーズや保護者の意見を把握し、教育相談や支援を行っている。
- 公立幼稚園及び小・中学校の通常の学級並びに高等学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について「個別的教育支援計画」を作成している割合は、令和3年度（2021年度）で67.7%と平成30年度（2018年度）に比べて10.0%増加しているが、公立幼稚園、高等学校では他校種と比べて低い状況となっている。
- 本道における障がいのある乳幼児及びその保護者に対する早期からの相談や支援の充実を図る体制整備を含めた特別支援教育の推進について、保健福祉部局等と協議を行う広域特別支援連携協議会を毎年開催するとともに、教育局において管内における早期からの支援体制の整備等について協議を行う特別支援連携協議会<sup>\*45</sup>を開催することにより、重層的な体制整備を行っている。

#### 課 題

- 保護者が、子どもの障がいの状態に応じた多様な学びの場についての情報を得ることができるよう、市町村教育委員会や学校からの適切な情報発信や理解啓発
- 幼児児童生徒の教育的ニーズの変化に応じ、就学後の学びの場の柔軟な見直しができるよう、市町村教育委員会や関係機関の連携による、就学前から就学後までの継続した教育相談の実施
- 市町村教育委員会が、保護者と学校との間で適切かつ必要な支援について合意形成を図りながら就学先を決定するため、「個別的教育支援計画」等を活用した早期からの教育相談・支援体制の構築
- 障がいの早期発見・早期支援の重要性について、関係機関が連携した保護者への理解啓発
- 市町村教育委員会における教育的ニーズに応じた就学支援の充実及び適切な就学先の決定
- 医療的ケア児や短期・頻回に入退院を繰り返す児童生徒の増加等、新たな課題への対応
- 障がいのある又は疑いのある子どもとその保護者に対する早期からの関係機関が連携した指導や支援の充実及び各分野の専門家による助言を得ることが困難な市町村への支援の強化

#### 今後の方向性

- 早期からの教育相談・支援体制の構築については、市町村教育委員会が障がいのある幼児の就学先決定や合理的配慮の提供について主体的に当該幼児及びその保護者との合意形成を図ることができるよう、関係機関との連携による地域の体制づくりを促進するほか、市町村教育委員会担当者の専門性向上に向けた研修機会の充実及び指導資料の発行等に取り組みます。

## 施策

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	学等	
●	●		<p><b>重点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 障がいのある乳幼児の早期からのきめ細かな教育相談や支援を行うため、法定健診である乳幼児健診や就学時健診とともに、5歳児健診等の機会を活用し障がいのある乳幼児の状況を把握するなど、保健・福祉等の関係機関との連携の強化に努めます。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 幼児の障がいの状態や当該幼児及びその保護者の教育的ニーズを踏まえた就学先決定に向け、早期からの十分な教育相談や支援が行われるよう、道立特別支援教育センターの教育相談や教育局の専門家チームの巡回相談など相談機能を強化し、市町村教育委員会と保健・福祉等の関係機関との連携による地域の支援体制づくりを促進します。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 教育局と連携を図り、市町村教育委員会の就学事務担当者の専門性向上に係る研修会を継続的に実施し、各市町村における早期からの教育相談・支援体制の充実に努めます。</p>
●	●	●	<p><input type="checkbox"/> 乳幼児期に市町村で作成される「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」との連携を図るなど、教育と医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、早期からの教育相談・支援の重要性について、保護者への理解啓発の促進に努めます。</p>
●	●	●	<p><input type="checkbox"/> 障がいのある幼児及びその保護者と学校が合理的配慮の提供に係る合意形成を図る等、切れ目のない一貫した指導や支援を実現するため、就学前からの「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の促進に努めます。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 相談支援事業所や通所支援事業所等の福祉制度の利用に係る、地域の「支援マップ」や保護者向けハンドブックの作成・配布など、地域の実情に応じた保護者支援の充実に努めます。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 障がいのある乳幼児の早期発見・療育や、道の関係部局が所管する私立幼稚園や認定こども園、保育所に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児への支援の充実に努めます。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 障がいのある子どもを育てる保護者の不安や悩みを軽減し、子どもに適切な療育を提供するために、障がいのある子どもを育てた経験をもとに相談相手となるペアレントメンターの派遣など、保健福祉部局と連携し保護者支援の充実に努めます。</p>

## (2) 在学中における地域の体制づくりの促進

### 現 状

- 全ての管内において、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関及び親の会等で構成される特別支援連携協議会を設置し、障がいのある幼児児童生徒への支援体制の充実に努めている。
- 障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関、大学、保護者、NPO等の関係者で構成する広域特別支援連携協議会を設置し、年2回開催するなど早期からの教育相談・支援体制を整備している。

## 課題

- 特別支援教育に関する理解や認識の高まりに対応するため、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない一貫した支援を受けられる体制の整備
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級にも在籍していること、また、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいることに対応するため、地域における特別支援教育の理解の促進

## 今後の方向性

- 各学校の支援体制づくりに向けては、道立特別支援教育センターにおける研修の充実や、教育局における管内の実情に応じた研修内容の設定及びオンラインと対面を適切に組み合わせた研修方法の工夫等により、できるだけ多くの教職員が研修を受講できる機会を充実させ、教員の専門性の向上を図ります。
- 就学時に決定した学びの場が固定的にならないよう、児童生徒の心身の発達段階や適応の状況等を十分把握しつつ、児童生徒や保護者の教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場を検討し、必要に応じて柔軟に変更することができるよう、各市町村教育委員会等が設置する「教育支援委員会」の取組を支援します。
- 市町村特別支援連携協議会については、関係機関等の緊密な連携が促進されるよう、教育局による市町村教育委員会への支援の強化を図ります。

## 施策

主な実施主体			内 容
道委	地委	教等	
	●	●	<b>重点</b> <input type="checkbox"/> 幼児教育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など、学校段階等間で指導や支援の内容が円滑に接続されるよう、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した引継ぎに関わる取組の充実を図ることが求められています。
●	●	●	<input type="checkbox"/> 市町村において切れ目のない一貫した指導や支援が行われるよう、市町村教育委員会、市町村関係部局、関係機関等の緊密な連携を促進するほか、道が設置する広域特別支援連携協議会や教育支援委員会、教育局の特別支援連携協議会、市町村の特別支援連携協議会や教育支援委員会などの重層的な支援体制の充実に努めます。
●	●	●	<input type="checkbox"/> 市町村教育委員会と当該市町村の保健・福祉・医療・労働等の関係部局の担当者が、継続的に地域の現状に応じた業務の推進や連携の充実を図るとともに、担当者の専門性向上のための研修会等の充実に努めます。
●			<input type="checkbox"/> 障がいのある子どもを育てる保護者の不安や悩みを軽減し、子どもに適切な療育を提供するため、障がいのある子どもを育てた経験をもとに相談相手となるペアレントメンターの派遣など、保健福祉部局と連携し保護者支援の充実を図ります。

### (3) 卒業後における支援

#### 現 状

- 卒業後、進路担当者が企業等を訪問し、生徒の近況を把握して相談を受けるなど、卒業生の状況を把握するとともに、把握した情報を踏まえて在校生の指導の改善・充実を図っている。
- 卒業後、母校等に集合し、在校生や同窓生とともに学習したり交流したりする取組や、地域連携コンソーシアム会議<sup>\*46</sup>における実践交流を通じた障がい者の学びの事例の情報共有を図っている。
- 学校で作成する個別の教育支援計画を進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぐなど、学校段階から卒業後までの一貫した指導や支援が行われるよう取り組んでいる。

#### 課 題

- 学校教育を通して身に付けた知識や技能を発揮できる職域の拡大や、就労継続のための雇用先や関係機関と連携した卒業後支援の充実

#### 今後の方向性

- 児童生徒が将来、地域で豊かに生活することができるよう、学校段階から卒業後を見通した教育の充実に努めるとともに、「個別の教育支援計画」を進路先の企業や福祉施設等へ適切に引き継ぐ取組の充実に努めます。

#### 施 策

主な実施主体			内 容
道委	地教委	学 校	
●	●	●	<input type="checkbox"/> 「個別の教育支援計画」を活用し、進路先の企業や福祉施設等へ支援内容を適切に引き継ぐとともに、卒業後の支援体制の構築を図るため保健・福祉・医療・労働等の関係機関と連携した卒業後支援の一層の充実に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 卒業後に社会で自立して生きるために必要となる力を伸長するため、障がいの状態や発達の段階等に応じた、多様な生活体験や職業体験等の実施に努めます。

### 3 特別支援教育の質の向上

#### (1) 教員の特別支援教育の専門性の向上

##### 現 状

(特別支援学校教諭免許状の保有状況)

- 道立特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況は、平成30年度（2018年度）88.6%から令和3年度（2021年度）91.6%へと増加している。
- 特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有状況は、小学校が平成30年度（2018年度）54.8%から令和3年度（2021年度）57.0%、中学校が同様の比較で52.7%から54.1%へと、それぞれ増加している。
- 通級による指導担当教員の特別支援学校教諭免許状保有状況は、小学校が平成30年度（2018年度）46.8%から令和3年度（2021年度）60.6%、中学校が同様の比較で36.4%から48.9%へと、それぞれ増加している。
- 特別支援学校教員や、特別支援学級及び通級による指導担当教員等の特別支援学校教諭免許状保有率の向上に向け、教育職員免許法認定講習を開設しており、令和4年度（2022年度）は延べ414人が受講している。

(教員研修の状況)

- 特別支援教育に関する研修を受講した教員の人数は、平成30年度（2018年度）55.6%から令和3年度（2021年度）65.3%へと増加しており、校種別には、令和3年度（2021年度）公立幼稚園71.6%、小学校71.3%、中学校59.4%、高等学校60.5%である。
- 道立特別支援教育センターや教育局等において、集合型の研修にオンライン研修の実施やオンデマンドでの研修動画の配信を組み合わせ、特別支援教育に関する研修を実施している。
- 通常の学級における特別支援教育の充実や市町村における教育相談・支援体制の整備を図るため、特別支援教育コーディネーター等を対象とした特別支援教育充実セミナーを実施している。
- 障がいのある幼児児童生徒への支援の充実を図るため、小・中学校等に配置された特別支援教育支援員を対象とした研修を実施している。
- 経験の浅い教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、特別支援教育のリーダー的な役割を果たしている教員と連携し、オンラインを活用して、授業研究会や相談支援等を実施するなど、組織的な支援体制の整備に取り組んでいる。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの資格や専門的スキルを有する自立活動教諭や医療的ケア看護職員等を特別支援学校に配置するなど、一人一人の障がいの状態に応じた専門的な指導・支援の充実に努めている。

(校内研修の状況)

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校では、全ての教員が、発達障がいを含む特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の指導や支援に関する基礎的な知識や技能を習得することを目的に、校（園）内研修を実施している。
- 特別支援学校では、幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、授業実践や指導・支援の内容等に関する研究及び校内研修を実施している。



#### (幼・小・中・高の校内支援体制の状況)

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校においては、特別支援教育に関わる経験年数が3年未満の特別支援教育コーディネーターは、令和3年度（2021年度）43.7%である。
- 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等においては、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業等の特別支援学校のセンター的機能を活用するなどし、自校（園）における特別支援教育に関する指導や支援の充実を図っている。
- 小・中学校においては、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業を活用する件数が毎年増加している。
- 高等学校においては、学習上又は生活上に困難さが認められるなど校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断した生徒は、令和3年度（2021年度）0.8%在籍している。

### 課 題

#### (特別支援学校教諭免許状の保有状況)

- 免許未取得の特別支援学校教員に対する特別支援学校教諭免許状の取得の促進
- 特別支援学級及び通級による指導担当教員など、小・中学校及び高等学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上

#### (教員研修の状況)

- 特別支援教育に関わる校内体制の整備・充実に向けた管理職向け研修の充実
- 障がいの重度・重複化、多様化に対応できるよう、教員や寄宿舍指導員、特別支援教育支援員等の各職種に求められる専門性向上に資する研修機会の拡充
- 特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒への指導や支援に関する専門性向上のための、全ての教員を対象とした研修の充実
- 特別支援学級及び通級による指導担当教諭を対象とした、各教科等の指導との関連を図った自立活動の指導内容・方法等に関する研修の充実
- 関係機関や外部専門家等との連携による校内支援体制の充実に向け、管理職及び特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の推進
- 本道の広域性を踏まえた、オンラインを活用した研修の更なる充実
- 自立活動教諭や医療的ケア看護職員等、高い専門性を求められる職員等への研修の充実

#### (校内研修の状況)

- 幼児教育施設、小・中学校、高等学校における特別支援教育の専門性向上に向け、校（園）内研修を一層充実することができる資料等の作成・提供
- 特別支援学校における、障がいの重度・重複化、多様化に対応した指導・支援の充実及び各教科等の指導内容・方法など授業の改善に資するための研究及び校内研修の充実

#### (幼・小・中・高の校内支援体制の状況)

- 保護者が進学や就職等将来を見据えた支援について理解を深めることができる教育相談の充実
- 管理職の特別支援教育に関する専門性の向上とリーダーシップの発揮

- 特別支援教育コーディネーターを中心として、幼児児童生徒への専門的な指導や支援の充実を図ることができる支援体制の構築
- 園内委員会及び校内委員会を中心とした、学校が行う組織的・継続的な保護者支援の充実
- 関係機関からの助言や、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業による助言及び支援の内容を指導上のノウハウとして蓄積し、自校（園）で主体的に支援することができる校内体制の構築
- 教員以外の職員を含む、教職員が一体的・組織的に特別支援教育を推進する体制の構築

## 今後の方向性

(専門性の向上)

- 教員の専門性の向上については、各教員が、カリキュラム・マネジメントを適切に行い、教育課程の編成・実施及び評価・改善に取り組むことができるよう、全ての教員に対する特別支援教育に関する基本的な知識の習得を図る。
- 特別支援教育コーディネーターが役割を十分発揮できるための研修の充実や、資格・専門的技能を有する教員を活用した指導・支援の充実に努めるなど、教員の専門性の向上を図ります。

(特別支援学校教諭免許状の保有率の向上)

- 特別支援学校教諭免許状については、特別支援学校に勤務する全ての教員の取得を目指すとともに、特別支援学級及び通級による指導担当教員はもとより、通常の学級を担当する教員の取得促進を図ります。

(特別支援教育に関する教員研修の推進)

- 特別支援教育に関する教員研修については、管理職を含む全ての教員の専門性向上につながるよう、職種や経験に応じるとともに地域の実情に応じた内容とするなど研修の質の充実や、オンラインを活用するなど研修方法の工夫を図ります。

(校内研修の推進)

- 各種指導資料等や外部の専門家等を活用し、幼児児童生徒の困難さに応じた指導・支援を行える専門性を身に付けられる校内研修の推進や、特別支援学校と小・中学校等との授業研究等の促進に取り組みます。

(幼・小・中・高の校内支援体制の充実)

- 学校においては、特別支援教育に関する基本的な資質・能力が全ての教員に求められていることが明確に位置付けられていることを踏まえた研修計画作成等による、校内支援体制を構築します。

## 施策

(専門性の向上)

主な実施主体			内 容
道委	地委	教団	
●	●	●	<p><b>重点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 特別支援教育の知見や経験を蓄積するために、全ての新規採用教員が概ね 10 年目までの期間において、特別支援学級や特別支援学校の教員を経験するなどの方策を検討するほか、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 全国学力・学習状況調査<sup>*47</sup>等の各種調査の活用による主体的・対話的で深い学び<sup>**48</sup>の実現に向けた授業改善を行うとともに、組織的かつ計画的な学習評価による質の高い授業を提供するため、カリキュラム・マネジメントの実施に向けた研修や指導主事による指導・助言の充実を図ります。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 特別支援教育に係る専門性の向上はもとより、教員としての資質・能力の幅を広げるため、小・中学校、高等学校と特別支援学校との人事交流の在り方を検討します。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 障がい種の異なる学校間や校種の異なる学校間の連携を促進し、多様化する幼児児童生徒の教育的ニーズに適切に対応することができる体制整備の充実を図ります。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 医療的ケア看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など、資格や専門的スキルを有する教職員の採用及び計画的な配置に努めます。</p>
●	●	●	<p><input type="checkbox"/> 国立特別支援教育総合研究所の研修会や大学院等の長期派遣研修などの制度を計画的に活用し、キャリアステージに応じた高い専門性を身に付けた教員の育成に努めます。</p>

(特別支援学校教諭免許状の保有率の向上)

主な実施主体			内 容
道委	地委	教団	
●		●	<p><input type="checkbox"/> 特別支援学校に勤務する全ての教員が、該当する障がい種の特別支援学校教諭免許状を取得するよう、未取得者に対し、教育職員免許法認定講習の受講を促進します。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 教育職員免許法認定講習に係る情報を各学校や市町村教育委員会に提供するなどして、特別支援学級担当教員や通級による指導担当教員、特別支援教育コーディネーターはもとより、通常の学級を担当する教員等に対しても、特別支援学校教諭免許状取得を促進します。</p>

(特別支援教育に関する教員研修の推進)

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	学 校	
●	●		<p><b>重 点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 特別支援教育の考え方は教育全体の質の向上に寄与するものであることから、管理職、教員、自立活動教諭、寄宿舎指導員、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員など、職種や教員育成指標に応じ研修機会の充実や質の向上に努めます。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 全ての学校において、管理職が特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自ら専門性を高められるよう、特別支援教育に対する一層の理解啓発に努めます。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 保健・福祉・労働など、地域の関係機関との連携による校内支援体制の充実に向け、管理職や特別支援教育コーディネーターの専門性向上につながる研修機会の充実や質の向上に努めます。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 道立特別支援教育センターにおいては、特別支援教育に係る緊要な教育課題に関する研究の推進及び各種指導資料や研修資料等の作成・配付を行うとともに、経験年数や担当する障がい種、教員の多様な研修ニーズに応じることができるよう、研修講座の質の充実やオンライン・オンデマンドを活用するなどの研修方法の工夫を図り、本道の特別支援教育における専門性の一層の向上に努めます。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 各管内で実施する研修について、教育局が主体となり、できるだけ多くの教員の参加が可能となるよう、地域の実情に応じた内容面の工夫を図ります。</p>
	●		<p><input type="checkbox"/> 市町村教育委員会においては、特別支援教育に係る専門的な教員研修を定期的実施することが求められています。</p>

(校内研修の推進)

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	学 校	
		●	<p><input type="checkbox"/> 幼児教育施設、小・中学校、高等学校においては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、道教委等が作成した各種指導資料や研修資料等を活用するとともに、教育局や特別支援学校などの関係機関と連携し、全ての教員が、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう、校内研修の充実を図ることが求められます。</p>
		●	<p><input type="checkbox"/> 特別支援学校においては、児童生徒理解と授業改善を中心とした校内研修の取組を充実させ、教職員の専門性向上を図ることが求められています。</p>
		●	<p><input type="checkbox"/> 特別支援学校においては、障がいの重度・重複化や多様化、また、各障がいに応じた専門的な指導や支援が行えるよう、大学や研究機関、外部の専門家等を活用し、実践的な研究や授業改善に関する校内研修の充実を努めます。</p>
		●	<p><input type="checkbox"/> 特別支援学校と地域の幼児教育施設、小・中学校、高等学校が相互の授業参観や授業研究等を行うことを通して、互いの専門性向上を図るなど、地域の特別支援教育の充実を図ることが求められています。</p>

(幼・小・中・高の校内支援体制の充実)

主な実施主体			内 容
道委	地委	教団	
●		●	□ 道立特別支援教育センターや教育局と連携体制を構築し、特別支援学校における特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業等によるセンター的機能を活用し、各地域における特別支援教育に関する取組の充実に努めます。
●	●	●	□ 特別支援学校から指導・支援に関わる助言・援助等を受ける小・中学校等において、助言内容等を踏まえた校内支援体制の充実に努めるよう、学校間連携の充実や園内委員会及び校内委員会の活性化に関する理解啓発に努めます。
●		●	□ 特別支援教育コーディネーターについて、その専門性の向上を図り、校内における組織的な支援体制整備の中心的な役割を果たせるよう、研修等の機会の拡充及び質の充実に努めます。
	●	●	□ 特別支援学校や関係機関が主催する研修会や会議への参加などを通じ、自校における特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、地域におけるネットワークを構築することが求められています。
		●	□ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援の在り方について、特別支援学校や関係機関等から得た助言や援助及び研修で得た知識などを管理職のリーダーシップの下、組織として蓄積し、活用することができる校内支援体制の構築が求められています。
		●	□ 全ての学校において、管理職が特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自ら専門性を高めるとともに、校内支援体制を構築することが求められています。

(2) ICTの活用による指導の質の向上

**現 状**

- GIGAスクール構想の推進や新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業、学級閉鎖等を機にオンライン授業等による学習保障を実施する学校が増加している。
- 各学校において、教員の工夫や企業等の支援により、ICTを活用した教科指導や自立活動の指導等の充実に努めている。
- 産業構造の変化を見据え、テレワークによる現場実習等、ICTを活用した職業教育を試行している。

**課 題**

- 資質・能力を確実に育成するためのICTを活用した指導の質の向上
- 障がいの状態等に応じたICT活用についての研究、実践
- クラウド等の活用を含め、ICT活用に関わる実践の学校間の共有

## 今後の方向性

- 学習指導要領が示す資質・能力を着実に育成するために、従来の指導方法等に加えICTも最大限活用しながら多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- 障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するため、従来の指導方法等に加えICTも活用しながら「自立活動」の指導の充実を図ります。

## 施策

主な実施主体			内 容
道委	地委	教団	
●			<input type="checkbox"/> 特別支援学校のICT機器を整備するとともに、教員のICT活用に関する研修等の充実を図ります。
●		●	<input type="checkbox"/> ICT活用について、効果的な実践事例や校内体制構築の取組、実践上の課題等を学校間で共有し、各学校において効果的に活用できる体制の整備に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 特別支援学校において実践している障がいの状態等に応じたICTの効果的な活用方法を特別支援学校のセンター的機能や指導主事による学校訪問の機会に周知することにより、小・中学校等におけるICTを活用した特別支援教育の充実を図ります。
●		●	<input type="checkbox"/> 学校間はもとより、民間企業とも連携し、特別支援学校におけるICTを活用した効果的な指導方法の共有及び研修機会の充実を図ります。

### (3) 交流及び共同学習の充実

#### 現 状

- 特別支援学校と「交流及び共同学習」を実施している幼児教育施設や小・中学校、高等学校は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、平成30年度（2018年度）193校から令和3年度（2021年度）91校に減少している。
- 居住地校交流<sup>\*49</sup>（同一又は近隣地域内の学校の交流）の実施回数は、学年が進行するに従い減少する傾向にある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、直接の交流を行うことができない場合、オンラインによる交流やビデオレターや作品による間接交流を行うなど、工夫した取組を行っている。
- 各学校においては、各教科等の指導や行事等の機会を活用して、障がいのある子どもと障がいのない子ども、あるいは地域の障がいのある人とが相互に触れ合うことを通して豊かな人間性を育むことや、教科等のねらいを達成することを目的とした教育を行っている。

#### 課 題

- 「交流」の側面と、各教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面を一体として学習する取組の充実
- 特別支援学校による地域（保護者の居住地）の市町村教育委員会や小・中学校などと連携した居住地校交流の促進

- 居住地校交流を実施する際の事前・事後学習の充実及び引率方法も含めた実施方法についての学校間の共通理解
- 2020 東京オリンピック・パラリンピックにおけるレガシー（社会遺産）を継承した、共生社会<sup>\*50</sup>の実現に向けた文化・スポーツを通じた「交流及び共同学習」の推進
- 障がいのある人と障がいのない人が相互に理解を深めるための「障がい者理解(心のバリアフリー<sup>\*51</sup>)」の促進
- 小・中学校の特別支援学級と通常の学級との間で実施する「交流及び共同学習」における、適切な実施時数の設定や必要な指導体制の整備
- 小・中学校の特別支援学級と通常の学級との間で実施する「交流及び共同学習」における指導・支援の内容、評価方法等についての「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」への位置付け及び両計画を活用した指導の充実

### 今後の方向性

- 「交流及び共同学習」については、共生社会の形成に向け、その意義や効果等の一層の理解啓発を図るとともに、関係者間での共通理解の下、ICTを活用した居住地校交流の促進、「心のバリアフリー」の推進など、実施方法の工夫及び実施内容の充実を図ります。

### 施策

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	学校	
●	●	●	<input type="checkbox"/> 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進に当たり、「交流及び共同学習」は、幼児児童生徒が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むものであることから、この趣旨や意義について、保護者や市町村教育委員会、交流先の学校・学級に対して、周知の徹底を図るとともに、地域や学校の実情に応じた「交流及び共同学習」の一層の充実に努めます。
●	●	●	<input type="checkbox"/> 特別支援学校における、コミュニティ・スクールを効果的に活用し、特別支援学校と地域（保護者の居住地）の市町村教育委員会及び小・中学校が共通理解を図りながら、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が地域社会の構成員であることをお互いに学び、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む居住地校交流の促進に努めます。
●	●		<input type="checkbox"/> 国の取組や道（知事部局）の施策を積極的に活用し、障がいのない児童生徒の障がい者スポーツへの積極的な参加などを通して、「心のバリアフリー」の推進に努めます。
	●	●	<input type="checkbox"/> 特別支援学級に在籍する児童生徒の実態に応じた教育課程を適切に編成し、管理職を含む全ての教職員が個々の児童生徒に対する配慮等の必要性について共通理解を図りながら、効果的に「交流及び共同学習」を実施するとともに、「交流及び共同学習」の成果を踏まえ柔軟に学びの場の変更を検討することが求められています。

主な実施主体			内 容
道 委	地 委	学 務	
		●	<input type="checkbox"/> 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、指導目標や指導内容、指導上の配慮事項のほか、評価等について、通常の学級担任と特別支援学級の担任が共通理解した上で、「交流及び共同学習」を実施することが求められています。

#### (4) 障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応

##### 現 状

(多様な教育的ニーズ)

- 高等部単置校を除く全ての特別支援学校に重複障がい学級が設置されている。
- 令和4年度(2022年度)、自立活動教諭を15校に20人配置するほか、医療・福祉等の関係機関と連携し、一人一人の障がいの状態等に応じた専門的な指導の充実に努めている。
- 市町村教育委員会においては、障がいのある児童生徒とその保護者の希望を尊重しつつ、当該児童生徒の能力を最大限に伸ばさせることができるよう、当該児童生徒とその保護者との合意形成の下、就学先の決定及び受入体制の工夫を行っている。
- 学校としての組織的な対応を進めるとともに、医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図った取組を進めている。

(医療的ケア)

- 道立特別支援学校に在籍する医療的ケア児は、平成30年度(2018年度)316人から令和4年度(2022年度)324人へと増加し、医療技術の進歩により、在宅で人工呼吸器を使用している児童生徒の増加に伴い、通学ニーズも高まっており、通学生の割合は、同様の比較で、44.6%から53.1%へと増加している。
- 小・中学校等に在籍する医療的ケア児は、平成30年度(2018年度)42人から令和4年度(2022年度)55人へと増加している。
- 令和4年度(2022年度)、通学生として医療的ケア児が在籍している道立特別支援学校26校に医療的ケア看護職員71人を配置している。
- 医療的ケアの実施体制の整備を図るため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)」の施行や医療技術の進歩、学校の実情等に応じた「医療的ケア実施のためのハンドブック」の改訂に取り組むとともに、教職員が医療的ケア(特定行為<sup>452</sup>)を行うための研修等を実施している(令和4年度(2022年度)現在、教員等100人が受講)。
- 医療的ケアの高度化や医療的ケア実施校の増加、小・中学校等における医療的ケアの実施等の課題に対応するため、医療的ケア指導医による巡回相談<sup>453</sup>を実施し、学校において安全・安心に医療的ケアを実施できる体制整備の充実に努めている。

(訪問教育)

- 道立特別支援学校においては、令和4年度(2022年度)67校中23校に訪問教育学級を設置し、障がいのある児童生徒に対して教員を派遣して教育を行っている。



- 訪問教育の対象児童生徒数は、平成30年度（2018年度）265人から令和4年度（2022年度）262人へとほぼ横ばいで推移しているが、うち病院で訪問教育を受けている児童生徒数は、同様の比較で21人（7.9%）から39人（14.9%）へと増加しており、小児がん等により入院している児童生徒への教育の充実に求められている。

## 課題

### （多様な教育的ニーズ）

- 多様な障がいの状態に応じた教育課程の編成や授業を行うことのできる教員の専門性の向上
- 幼児児童生徒の教育的ニーズに応じ、能力を最大限に伸長することのできる連続性のある多様な学びの場の提供
- 障がいの重度・重複化、多様化に伴う、教育的ニーズの多様化へ対応するための、障がい種別を超えた特別支援学校間や、医療・保健・福祉・労働等の関係機関との一層の連携の充実
- 児童生徒の障がいの状態に応じた支援ツールの活用や、進路希望等を見据えた教材としてのICT機器等の活用

### （医療的ケア）

- 酸素吸入や人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応するための医療的ケア看護職員の配置や適切に医療的ケアを実施するための医療機関との連携、学校や地域の実情等に応じた医療的ケア看護職員の配置方法の検討などの体制の整備
- 教員が、研修受講など一定の条件下で実施できる医療的ケア（特定行為）を安全に行うための医師や医療的ケア看護職員との連携など校内体制の整備
- 在籍する幼児児童生徒の障がいの状態や医療的ケアの内容等に応じた教員と医療的ケア看護職員の適切な連携など校内体制の整備
- 宿泊を伴う学習における付添いや入学・転学時の引継ぎ、登下校のための送迎等における保護者の負担を軽減するための支援体制の整備
- 特別支援学校はもとより、幼児教育施設や小・中学校、高等学校における医療的ケアの実施に向けた体制の整備の支援

### （訪問教育）

- 家庭や医療・保健・福祉等の関係機関と連携した的確な実態把握に基づく心身の状況に応じた指導の充実
- 医療的ケア児に対する在宅での訪問教育や、小・中学校等に準ずる教育が必要な児童生徒への指導など、多様な教育的ニーズへの対応
- ICTを活用した事例検討や適切な教育課程の改善・充実など、訪問教育を担当する教員の専門性の向上

## 今後の方向性

(多様な教育的ニーズ)

- 多様な教育的ニーズへの対応については、専門的知識・技能を有する自立活動教諭の採用等に努めるほか、特別支援学校が相互に連携・協力できる体制の構築や、ICTの積極的な活用を通じた教育の充実に努めます。

(医療的ケア)

- 医療的ケアの充実にについては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、各学校の実状に応じた医療的ケア看護職員の配置やその在り方について検討を進めるほか、医療的ケア指導医による巡回相談や研修機会の確保等により教員による医療的ケアの実施体制の充実や検討、医療的ケア児の適切な就学先決定に向けた課題の解決について、福祉部局や関係機関との連携の充実に努めるとともに、特別支援学校のノウハウを生かした小・中学校等への支援を進めます。

(訪問教育)

- 訪問教育の充実にについては、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成等に努めるほか、小児がん等により入院中の児童生徒への訪問教育の充実やICTを活用した経験の拡充に努めます。

## 施策

(多様な教育的ニーズ)

主な実施主体			内 容
道委	地委	教等	
●			<input type="checkbox"/> 特別支援学校において、理学療法や作業療法、摂食指導等に関する、専門的知識・技能を有する人材の自立活動教諭としての採用及び配置の促進に努めます。
●			<input type="checkbox"/> 幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応じることができるよう、障がい種を超えた特別支援学校間の連携・協力の充実や、小・中学校等に対する特別支援学校のセンター的機能を発揮できる体制の構築に努めます。
		●	<input type="checkbox"/> パソコンやタブレット、情報通信ネットワークや学校図書館所蔵の資料等を積極的に活用し、児童生徒の学習内容の理解促進や、将来の進学や就労に向けた教育の充実に努めます。

(医療的ケア)

主な実施主体			内 容
道委	地委	教等	
●	●		<p><b>重点</b></p> <p><input type="checkbox"/> 医療的ケアの内容や必要な支援を踏まえた特別支援学校への医療的ケア看護職員の配置や、教職員に対する必要な研修の実施、医療的ケア看護職員間の連携の充実等による、安全・安心な医療的ケア実施体制の整備を図ります。</p>
●			<p><input type="checkbox"/> 「医療的ケア実施のためのハンドブック（改訂版）」の活用や定期的な改訂により、医療的ケア児が在籍する学校において、安全に医療的ケアを実施することができるよう校内体制の充実を図ります。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 医療的ケア児が在籍する小・中学校や当該学校を所管する市町村教育委員会に対する、医療的ケア指導医等による巡回相談などにより、特別支援学校のノウハウ等を生かした支援の充実に努めます。</p>
●		●	<p><input type="checkbox"/> 一定の研修を受けた教職員が、「道立学校における医療的ケア実施要項」に基づき、適切かつ安全に経管栄養や痰の吸引等の医療的ケア（特定行為）を行えるよう、実施体制の整備に努めます。</p>
●	●		<p><input type="checkbox"/> 校外活動中の医療的ケアや入学・転学時の付添い、登下校手段の確保等に係る保護者負担の軽減について、市町村教育委員会や保健福祉部局等と連携し、より良い対応方法について検討します。</p>

(訪問教育)

主な実施主体			内 容
道委	地委	教等	
●			<p><input type="checkbox"/> 児童生徒の多様な教育的ニーズに応じられるよう、ICTの活用や入院中の児童生徒への訪問教育の在り方を検討するなど、高い専門性に基づいた教育の充実に努めます。</p>
	●	●	<p><input type="checkbox"/> 保護者や学校の理解・協力の下、ICT機器を活用したオンライン授業などの学習方法の検討や多様な学習場面の設定により、児童生徒の学習機会を確保することが求められています。</p>
		●	<p><input type="checkbox"/> 児童生徒の実態に応じた特別の教育課程の編成・実施に努めるとともに、評価に基づく適切な教育課程の改善が求められています。</p>

## 4 特別支援学校の教育環境の整備

### (1) 学校配置

#### 現 状

- 本道の特別支援学校は、令和4年度（2022年度）、道立67校、市立5校、国立1校、私立1校の合計74校が設置されている。
- 知的障がい特別支援学校（義務・高等部併置校）の在籍者数は、平成30年度（2018年度）2,398人から令和4年度（2022年度）2,704人へと増加しており、令和3年度（2021年度）に小・中学部の学校1校、高等部を分離した学校1校をそれぞれ新設した。
- 知的障がい特別支援学校高等部（職業学科設置校）への出願者は、令和元年度（2019年度）826人へと増加し、令和元年度（2019年度）に1校新設したが、その後、令和4年度（2022年度）755人へと減少している。
- 知的障がい以外の特別支援学校においては、在籍者数が減少している。
- 自宅から通学が可能な範囲に特別支援学校がない地域から、可能な限り身近な場所で、障がいの状態に応じた専門性の高い教育を受ける機会を得るため、特別支援学校整備への要望が出されている。

#### 課 題

- 障がいのある児童生徒の居住する地域から通学が可能な範囲内に特別支援学校が未設置で、当該地域内に相当の集団規模で特別支援学校への就学を希望する児童生徒がいる場合の受入体制の確保
- 児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に伴う教育環境の確保
- 在籍者数が極めて少ない特別支援学校における適切な教育環境の整備や教員の専門性の確保
- 特別支援学校に併設する医療機関や障がい者入所施設などの見直しに対応した適切な教育環境の確保

#### 今後の方向性

- 障がいのある幼児児童生徒が、可能な限り身近な場所で、障がいの状態や心身の発達の段階等に応じた専門性の高い教育を受ける機会を確保する観点に立ち、複数の障がい種が併設された学校や、知的障がい教育における小・中学部や高等部普通科と、高等部職業学科等を併設する学校を含めて、特別支援学校の整備・配置や教育環境の充実について検討します。
- 効果的に学習や集団活動等を行うための教育環境としては、同学年で複数の児童生徒が在籍していることが望ましいことから、特に、在籍者数が10人未満と極めて少なく、その後も同様の状況が引き続くと思込まれる場合は、近隣の特別支援学校の配置状況や受入体制の整備等を踏まえながら学校の在り方を検討します。  
在り方の検討に当たっては、地域における障がい種別の専門機関としての機能を考慮するとともに、児童生徒等の障がいの状態等に応じた教育の専門性や指導体制など、適切な教育環境の確保を考慮します。

## 施策

主な実施主体			内 容
道委	地委	学等	
●			<p>□ 特別支援学校の配置に当たっては、障がいのある児童生徒の在籍状況や今後の推移のほか、圏域内における特別支援学校の配置状況や児童生徒の通学・寄宿舍への入舎の状況、活用可能な空き校舎など既存施設の状況等を総合的に勘案し、検討します。</p> <p>また、職業学科を設置する高等部の場合は、これらに加え、地域における実習先や就労先の確保など地域の教育資源を活用した、各学校の実情に応じた教育の在り方も含めて検討します。</p>
●			<p>□ 在籍者数が増加傾向にある障がい種別の学校については、高等学校や小・中学校の空き校舎など既存施設を活用した整備を行うなどして、受入体制の確保を図ります。</p>
●			<p>□ 在籍者数が減少傾向にある障がい種別の学校については、全道的な学校配置の状況を踏まえ、地域における障がい種別の専門機関としての機能も考慮しながら、学校設置の在り方を検討します。</p>
●			<p>□ 医療施設等に併設されている特別支援学校について、併設施設が移転等する場合は、医療面における連携など従前の併設の趣旨を踏まえ、学校の在り方を検討するとともに、学校や併設施設の状況、地域における学校配置などを勘案しながら、地域の就学希望者の受入れについても検討します。</p>
●			<p>□ 寄宿舍の入舎者数が極端に少ない場合は、一定の集団規模における生活指導など適切な環境確保の観点から、同一市町村内など近隣の学校の寄宿舍における受入れを検討します。</p> <p>なお、その際、児童生徒等の障がいの特性等に配慮するとともに、通学手段等の確保等についても検討します。</p>

## (2) 卒業後の進路を見据えた学科の整備

### 現 状

- 特別支援学校高等部における職業学科は、卒業後の職業自立（就職）に必要となる専門的な知識や技能の習得を目指しており、令和4年度（2022年度）、市立を含め、全道で職業学科を設置している学校は25校ある。
- 職業学科では、それぞれ学科の目標を規定し、生徒の学び方や障がいの特性、興味・関心に対応するため、令和4年度（2022年度）26学科を設置しており、技術の習得と併せて、働く意欲や社会人としての基礎・基本を身に付けることも重点的に指導している。

### 課 題

- 社会情勢やニーズに応じた学科設置に関する検討が必要
- 生徒の学び方や障がいの特性、興味・関心に対応し、企業等が求める力などを身に付けられるよう、幅広い学科の整備が必要

### 今後の方向性

- 社会情勢やニーズの把握に努めるとともに、生徒の興味・関心などにも対応し、卒業後の進路を見据えた学科の整備を検討します。

### 施策

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	学庁	
●			<input type="checkbox"/> 学科の整備については、生徒の在籍状況や今後の推移等を踏まえるとともに、社会情勢や進路動向、生徒の興味・関心、既存の学科の施設や設備の状況などを考慮し、検討します。

### (3) 教育環境の整備に向けた<sup>あ</sup>狭隘化対策

#### 現 状

- 知的障がい特別支援学校（義務・高等部併置校）の在籍者数は、平成30年度（2018年度）2,398人から令和4年度（2022年度）2,704人へと増加しており、令和3年度（2021年度）に高等部の分離を含め2校整備したが、依然として教室不足等の学校がある。
- 在籍者数の増加により教室不足が続いていることを受け、国において令和3年（2021年）9月に「特別支援学校設置基準<sup>\*54</sup>」が策定された。

#### 課 題

- 在籍者数が増加している知的障がい及び肢体不自由特別支援学校における教室不足の解消
- 児童生徒の教育活動に支障をきたしている教育環境の改善

### 今後の方向性

- 学校や地域の実態、児童生徒数の推移、施設の老朽化の状況などを総合的に勘案しながら、教育環境の改善・充実に向け取り組みます。

### 施策

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	学庁	
●			<input type="checkbox"/> 教室不足等の状態にある学校については、校舎増築や通学区域の見直しのほか、高等学校や小・中学校の空き校舎など既存施設を活用した整備を行うなどして、適切な教育環境の確保に努めます。

#### (4) 効率的なスクールバス運行に向けた体制整備

##### 現 状

- 知的障がい及び肢体不自由特別支援学校の在籍者数の増加に伴い、スクールバスの運行台数・運行系統の増加や、児童生徒の障がいの状態に対応した乗車中の安全・安心のニーズが高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、乗車率の高い一部の学校において、増便運行している。
- 令和3年度（2021年）から、受注業者における介助添乗員の安定的な雇用や社内研修による人材の育成などを行うことができるよう長期継続契約を可能としている。

##### 課 題

- スクールバスの台数の整備と安全な運行体制の確保

##### 今後の方向性

- スクールバスの運行に関し、適切な運行体制の整備を進めるとともに、児童生徒の障がいの状況を踏まえ、安全に通学できる体制を整備します。

##### 施 策

主な実施主体			内 容
道委	地委	学校	
●			<input type="checkbox"/> 児童生徒の障がいの状態等をきめ細かく把握し、通学に必要な運行台数を確保するとともに、介助添乗員の資質向上に向けた事前研修をスクールバスの運行事業者に実施させるなど、安全・安心なスクールバスの運行体制の充実を図ります。

#### (5) 安全・安心な学校体制

##### 現 状

- 「危機管理マニュアル」や「BCP（業務継続計画）」の作成も含め、災害等の発生に備えた学校の安全体制の整備が進められている。
- 不審者に対する学校・寄宿舍への侵入防止策など、危機管理体制の整備が求められている。
- 学校と自治体は避難所指定の協定を締結する必要性が高まっており、市町村と道立特別支援学校との福祉避難所<sup>\*55</sup>の協定の締結が進んでいる。

##### 課 題

- 学校・寄宿舍における防災訓練の徹底
- 学校・寄宿舍における感染症対策を含む危機管理体制の整備、改善

## 今後の方向性

- 不審者の侵入や火災の発生などのほか、地震・津波・台風・暴風雪などの自然災害、また感染症などに備えた危機管理体制を整備します。

## 施策

主な実施主体			内 容
道庁	地庁	学庁	
●		●	<input type="checkbox"/> 不審者の侵入や火災、感染症などの危機発生時の対応について、各地域の実情に応じ関係機関と連携した、危機管理体制の整備に努めます。
●		●	<input type="checkbox"/> 地震・津波・台風・暴風雪などの自然災害発生時の対応について、関係市町村の地域防災計画に基づき、各地域の実情に応じ、関係機関等と連携して、合同防災訓練の実施や避難所指定、福祉避難所指定の協定締結など、防災体制の整備に努めます。

## ○ 目標指標

指 標	現状値	目標値 (R9)
通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している割合	67.7% (R3)	100.0%
特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合	65.0% (R3)	100.0%
特別支援学校高等部第3学年において、就職や進学を希望する生徒の割合	35.2% (R3)	46.0%
これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した特別支援学校教員の割合	16.8% (R4)	35.0%



○ 関連資料へのリンク

北海道教育委員会が作成した特別支援教育に関する資料

- 北海道立特別支援教育センター「資料・刊行物」ページ

[http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page\\_id=45](http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=45)



- 医療的ケア関連情報ポータルサイト

[http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/index.php?page\\_id=486](http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/index.php?page_id=486)



- 寄宿舎指導研修マニュアル

[http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&block\\_id=2049&active\\_action=bbs\\_view\\_main\\_post&bbs\\_id=51&post\\_id=2797#\\_2049](http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/index.php?action=pages_view_main&block_id=2049&active_action=bbs_view_main_post&bbs_id=51&post_id=2797#_2049)



- 北海道総合教育大綱

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ksk/95069.html>



- 北海道教育推進計画

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/a0004/>



- 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/91392.html>



## 用語解説

### \* 1 通級による指導

平成5年度（1993年度）から制度化された、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいを対象として、通常の学級に在籍しながら、一部の時間を特別な場で教育を受ける制度。平成28年（2016年）12月9日に公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」により、高等学校においても平成30年度（2018年度）から制度化された。

### \* 2 GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること。令和元年（2019年）に示され、令和5年度（2023年度）までに1人1台端末と高速通信ネットワークを整備する計画だったが、新型コロナウイルス感染症拡大を受けての緊急経済対策に伴い、令和2年（2020年）に閣議決定された補正予算により小・中学校への整備が前倒しされ、令和3年（2021年度）4月から本格運用されている。

### \* 3 インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み。

### \* 4 専門家チーム

学校の要請に応じて訪問し、幼児児童生徒に対して、発達障がいを含む障がいの有無の判断、望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として教育局に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

### \* 5 教育支援委員会

早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うため、市町村教育委員会等が設置する組織。

### \* 6 個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

**\* 7 合理的配慮**

障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場面において必要とされ、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

**\* 8 切れ目のない一貫した指導や支援**

発達障がい者はもとより障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいを早期に発見し発達支援を行うとともに、障がい者の自立と社会参加のため、学校教育における支援や就労に向けた支援など、個々の障がいの状態や生活の実態等に応じて、かつ関係機関及び民間団体相互の連携の下、切れ目なく一貫して行われる指導や支援。

**\* 9 個別の指導計画**

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

**\* 10 園内委員会（校内委員会）**

発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行うため、学校内に置かれた委員会。

**\* 11 特別支援教育コーディネーター**

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係機関等と学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの、学校におけるコーディネーターの役割を担う者。

**\* 12 特別支援教育支援員**

教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学習又は生活上必要な支援に従事する職員。主な職務内容は、基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助、学習支援、学習活動や教室間移動等における介助、健康・安全確保、周囲の児童生徒の障がい理解促進等が考えられる。学校現場における重要性が高まっていることから、令和3年（2021年）の学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行により、その名称と職務内容が規定された。

**\* 13 通級による指導のための加配定数の基礎定数化**

平成29年（2017年）4月に改正された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、通級による指導を受ける児童生徒13人につき教員1人を算定する基準が設けられた。

**\* 14 学校教育法施行令第22条の3に示す障がいの程度**

学校教育法において、特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して教育を行うことを目的とすると規定されており、その対象となる障がいの程度。

**\*15 自立活動の指導**

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導として、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域。

**\*16 個別最適な学び**

子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、教師が必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う「指導の個別化」と子ども一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、教師が一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。

**\*17 協働的な学び**

探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。

**\*18 交流及び共同学習**

障がいのある幼児児童生徒が障がいのない幼児児童生徒と共に活動すること。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したもの。

**\*19 教育職員免許法認定講習**

一定の教員免許状を有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習。

**\*20 特別支援学校のセンター的機能**

特別支援学校が、地域の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）の要請に応じて、特別な教育的ニーズのある幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行う役割を果たす機能。

**\*21 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校のこと。「学校運営協議会」は、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることができる。

**\*22 特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業**

特別支援学校のセンター的機能の一環として、道立特別支援学校の教員を小学校等に派遣し、担任教員等に学習指導の進め方並びに個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成等について継続した支援を行い、もって小学校等の通常の学級や特別支援学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実を図ることを目的とした道教委独自事業。

**\*23 附属理療研修センター**

札幌視覚支援学校における理療教育の充実を図るため理療教育に関する調査、研究、研修等の事業を行うとともに、視覚障がいのある理療従事者の資質の向上と、理療の普及啓発のために必要な事業を行い、本道における理療教育の充実に資することを目的に設置された施設。

**\*24 学びの連続性**

各教科等の横のつながりや、幼小、小中、中高の学びの連携及び接続など、学校段階ごとの特長を踏まえつつ、前の学校段階での教育が次の段階で生かされるなど、学びが連続していること。また、知的障がいのある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障がい者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意する必要がある。

**\*25 カリキュラム・マネジメント**

各学校において、幼児児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

**【教科等横断的な視点】**

各学校において、教育課程を編成する際、児童生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かす視点。

**\*26 聴覚口話**

聴覚障がい者が、補聴器等を装用して聴覚を活用しながら相手の口の動きや表情などから音声言語を理解する「読話」と、自らも音声言語を用いて意思伝達を行う「発話」によるコミュニケーションの方法。

**\*27 手話**

手話は、聴覚障がい者同士のコミュニケーションや聴覚障がい者の家庭及び社会生活において、重要な役割を持つ言語である。

**\*28 難聴児等支援派遣研修事業**

難聴児とその家族が、身近な地域で適切な相談や療育などの支援を受けることができるよう、難聴児に対して療育を行う市町村や事業所の職員を対象に、難聴児療育に関する研修を実施する道の独自事業。

**\*29 人工内耳**

手術で内耳の蝸牛という器官に細い電極を埋め込み、聴神経を電氣的に刺激して、それを脳に伝える医療器具。

### \*30 医療的ケア児

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、「医療的ケア」とは「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされており、「医療的ケア児」は「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と定義されている。

また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

### \*31 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。キャリア教育では、特定の活動や指導方法に限定されず、様々な活動を通して、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしたり、様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取舍選択したりするために必要な基盤となる能力や態度を育てることで、自分らしい生き方を実現していくことを目指す。

### \*32 一般就労

障がいのある人の意欲や障がい特性等に応じて、雇用契約（フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働）を結び、給料、賃金、報酬、その他経常的な収入を得る仕事に就くこと。

### \*33 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う福祉サービス。対象は、①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結び付かなかった者、②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結び付かなかった者、③企業等に就職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者。

### \*34 知的障がい特別支援学校の各教科等

知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程において設定される、各教科、専門教科（高等部のみ）、学校設定教科（高等部のみ）、道徳科、外国語活動（中学部・高等部は外国語科）、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間（高等部は総合的な探究の時間）。

### \*35 農福連携

障がい者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障がいや疾病の特性等に応じて最大限活躍することのできる環境整備のため、農業分野での障がい者等の就労を支援し、障がい者にとっての職域や収入拡大を図るとともに、農業にとっての担い手不足解消につなげる取組。

### \*36 文部科学省著作教科書

各学校で使用されている教科書はそのほとんどが民間の教科書発行者において著作・編集され、文部科学大臣の検定を経て発行される文部科学省検定済教科書である。一方、高等学校の農業、工業、水産、家庭及び看護の教科書の一部や特別支援学校用の教科書については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書が使用されている。

**\*37 各教科等を合わせた指導**

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されている指導であり、それらを「各教科等を合わせた指導」と呼ぶ。

**\*38 教科等横断的な視点**

( \*25 参照)

**\*39 観点別の学習状況評価**

各教科・科目の目標や内容に照らして、児童生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、児童生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。

**\*40 訪問教育**

児童生徒のうち、障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な児童生徒について、特別支援学校から担当教員が家庭、児童福祉施設又は病院を訪問して教育を行うこと。

**\*41 再調理**

普通食として一度調理したものを、さらに調理/バサミやミキサー、フードプロセッサー、電子レンジ等の調理器具を使って、食形態を変えたり、硬さを調整したりすること。

**\*42 医療的ケア看護職員**

医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する職員。主な職務内容としては、「医療的ケア児のアセスメント」、「医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施」、「医療的ケア児の健康管理」、「認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言等」が考えられる。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な支援を受けられるようにするため、学校の設置者に対して、看護師等の配置等の措置を講ずることが求められているなど、学校への配置の必要性が高まっていることから、令和3年(2021年)の学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行により、その名称と職務内容が規定された。

**【認定特定行為業務従事者】**

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等研修を修了し、都道府県知事に認定を受けた介護職員等(教職員を含む)。

**\*43 情報活用能力**

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。

**\*44 探究的な学習**

児童生徒が、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」といった問題解決的な活動を発展的に繰り返し学ぶこと。

**\*45 特別支援連携協議会**

発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者で構成する組織。

**\*46 地域連携コンソーシアム会議**

大学等の高等教育機関、障がい者雇用を行う企業等、障がい者雇用に知見のある社会福祉法人等や生涯学習の機会を提供する民間団体等が連携し、当事者やその家族等も含めて学校卒業後における障がい者の学びの場の整備・拡充や情報共有の仕組み等について協議する場。

**\*47 全国学力・学習状況調査**

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること等を目的として、小学校第6学年と中学校第3学年を対象学年として実施される全国的な学力調査。

**\*48 主体的・対話的で深い学び**

「学ぶ意味と自分の人生や社会の在り方を主体的に結び付けていく『主体的な学び』」や「多様な人との対話や先人の考え方（書物等）で考えを広げる『対話的な学び』」、「各教科等で習得した知識や考え方を活用した『見方・考え方』を働かせて、学習対象と深く関わり、問題を発見解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想・創造したりする『深い学び』」のこと。これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることを目指す授業改善の視点。

**\*49 居住地校交流**

特別支援学校に在籍する児童生徒等と、その児童生徒等が居住する地域の小・中学校等に在籍する児童生徒等との交流及び共同学習。

**\*50 共生社会**

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

**\*51 心のバリアフリー**

「バリアフリー」は、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去の意味で用いられ、「心のバリアフリー」は、心理的な障壁の除去（様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと）をいう。



**\*52 特定行為**

認定特定行為業務従事者が、登録特定事業者として登録された特別支援学校において実施できることが認められている「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「気管カニューレ内部の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」及び「経鼻経管栄養」の5つの医行為。

**\*53 医療的ケア指導医による巡回相談**

医療的ケアに精通した医師を医療的ケア児が在籍する公立学校に派遣するなどして、医療的ケア実施体制の整備等について助言することにより、本道における医療的ケア児に対する教育や校内支援体制の充実を図ることを目的とした道教委独自事業。

**\*54 特別支援学校設置基準**

在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第3条に基づき、制定された設置基準。制定に当たっては、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定として示されている。

**\*55 福祉避難所**

一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を有する者が被災した場合に、その状態に応じて特別な配慮を受けられる避難所。